

山梨労働局

定例記者会見配付資料

令和7年8月29日（金）

本日の記者発表及び令和7年9月のお知らせ等

I 本日の記者発表

1	「山梨県の労働市場の動き(令和7年7月分)」	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

- 有効求人倍率など労働市場の動きなどについて公表します。

II 行事予定等

1	「えるぼし」、「くるみん」認定書交付式を行います	担当	雇用環境・均等室
		TEL 055-225-2851	

- 本日の定例記者会見後の午前11時から、1階大会議室に於いて認定企業2社に対して、認定書の交付式を行います。
 - ・えるぼし認定:株式会社ゼロ
 - ・くるみん認定:シチズンファインデバイス株式会社

III お知らせ

1	令和7年度 全国労働衛生週間	担当	健康安全課
		TEL 055-225-2855	

- 【趣旨】
労働者の健康管理や職場環境の改善等、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的として実施します。
【準備期間】: 令和7年9月1日から9月30日まで
【本週間】: 令和7年10月1日から10月7日まで
【スローガン】
「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

IV 今後の記者発表予定

1	「山梨県の労働市場の動き(令和7年8月分)」	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

- 公表予定日 令和7年10月3日(金) 午前10時30分から 山梨労働局 1階会議室
有効求人倍率など労働市場の動きについて公表します。

2	令和7年度山梨県産業安全衛生大会 (安全衛生に係る優良事業場等に対する山梨労働局長表彰式)	担当	健康安全課
		TEL 055-225-2855	

- 公表予定日 9月中
日時: 令和7年10月2日(木)13:30～
会場: 山梨県立文学館 講堂

◎ハローワークのイベント情報は山梨労働局ホームページ内の「ハローワークからのお知らせ」に掲載されています。二次元コードからアクセスできます。是非ご活用ください。

ハローワークからのお知らせ



【次回の「山梨県の労働市場の動き等」公表日 令和7年10月3日(金) 10:30 ～】

山梨労働局発表
令和7年8月29日

職業安定部 職業安定課
職業安定課長 日向 徳夫
地方労働市場情報官 熊谷 芳宏
電話 055-225-2857 (内線 402・407)

山梨県の労働市場の動き（令和7年7月分）

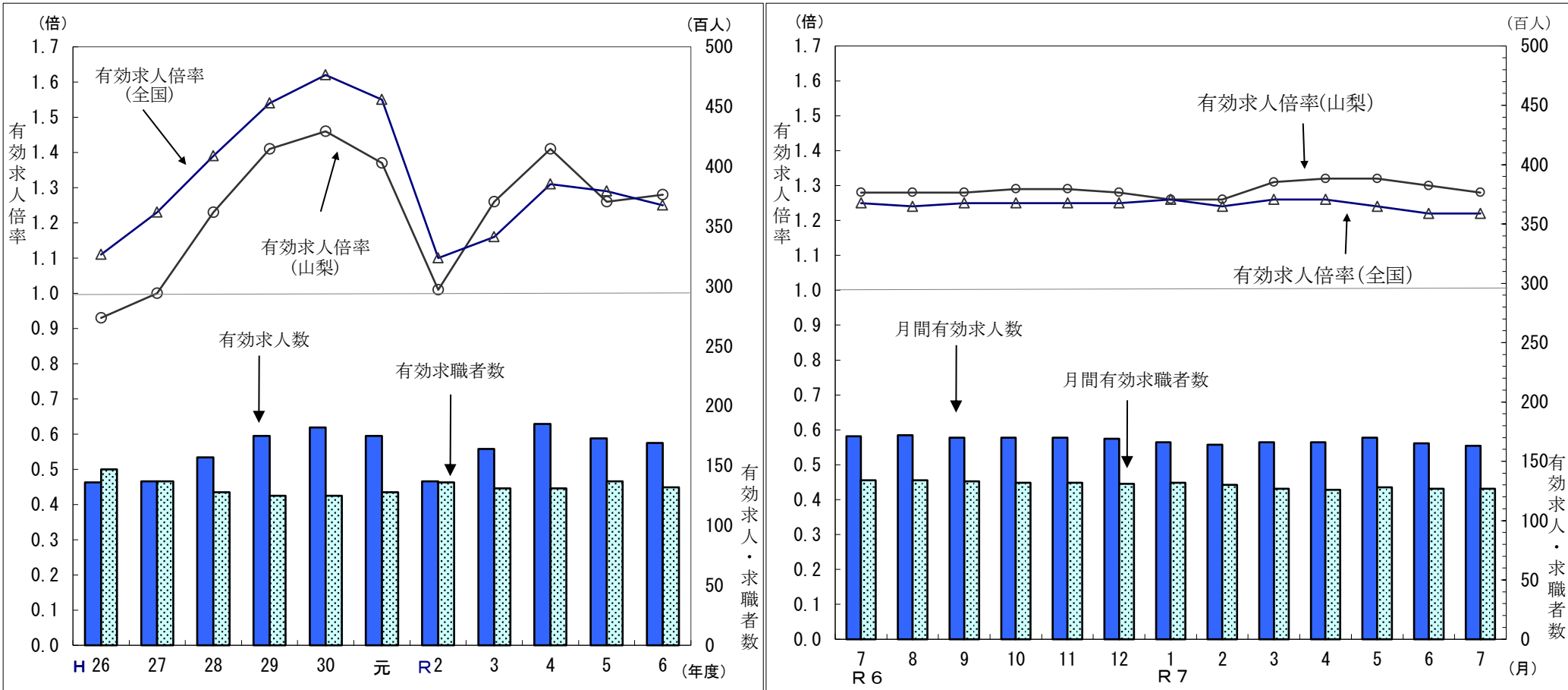
○有効求人倍率（季節調整値）は**1.28倍**で、前月に比べて0.02ポイント低下。
○新規求人倍率（季節調整値）は**2.10倍**で、前月に比べて0.04ポイント上昇。
○正社員有効求人倍率は**1.03倍**で、前年同月に比べて0.02ポイント上昇。

○厚生労働省 山梨労働局では、県内の公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況を取りまとめ、求人倍率などの指標を作成し、「山梨県の労働市場の動き」として毎月公表しています。

一般職業紹介状況をみると、有効求人（季節調整値）は16,313人となり、前月に比べ▲1.2%(196人)減少し、有効求職者（同値）は12,745人で前月に比べ0.0%(2人)増加しました。（※2-1, 10-2参照）

新規求人（原数値）は5,521人となり、前年同月と比較すると▲7.4%(438人)減少しました。
これを主な産業別でみると、建設業7.2%(31人)、情報通信業3.2%(2人)、運輸業, 郵便業14.6%(30人)、生活関連サービス業, 娯楽業33.2%(86人)は増加しましたが、製造業▲1.1%(10人)、卸売業, 小売業▲9.6%(66人)、学術研究, 専門・技術サービス業▲6.1%(7人)、宿泊業, 飲食サービス業▲18.9%(92人)、教育, 学習支援業▲46.1%(82人)、医療, 福祉▲13.2%(170人)、サービス業▲8.1%(83人)は減少しました。（※3参照）

新規求職者（原数値）は2,471人となり、前年同月と比較すると▲7.1%(188人)減少しました。そのうちパートタイムは987人で▲6.6%(70人)減少しました。また、離職者のうち事業主都合離職者は277人で▲18.0%(61人)減少し、自己都合離職者は1,054人で▲2.7%(29人)減少しました。（※4参照）



有効求人倍率（年度平均）											
年度	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
県	0.93	1.00	1.23	1.41	1.46	1.37	1.01	1.26	1.41	1.26	1.28
全国	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16	1.31	1.29	1.25

有効求人倍率(季節調整値)												
月	R 6 7	8	9	10	11	12	R 7 1	2	3	4	5	6 7
県	1.28	1.28	1.28	1.29	1.29	1.28	1.26	1.26	1.31	1.32	1.32	1.30 1.28
全国	1.25	1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22 1.22

(注) 1. 求人倍率とは、求職者に対する比率をいい、求職者1人あたりの求人数を示します。
2. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA) による。なお、令和6年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。
3. 文中の産業分類については、3-注②参照。
4. ▲は減少である。
5. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。
6. 令和6年3月29日に、過去の求人数、求職者数等の訂正のお知らせを掲載しております。
詳しくは以下の資料(https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/jirei_toukei/kyuujin_kyushoku_060329.html) をご覧ください。

一般職業紹介状況（パートを含み 学卒を除く）

(注) 1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。
2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

(P：ポイント)

年 月 項 目		7年7月	7年6月 (前月)	6年7月 (前年同月)	対 前 月		対 前 年 同 月	
					増減率(%)	差(人、P)	増減率(%)	差(人、P)
1	月間有効求職者数(人)	12,630	13,050	13,358	-	-	▲ 5.4	▲ 728
	季節調整値	12,745	12,743	13,426	0.0	2	-	-
2	新規求職申込件数(件)	2,471	2,342	2,659	-	-	▲ 7.1	▲ 188
	季節調整値	2,601	2,502	2,724	4.0	99	-	-
3	月間有効求人数(人)	16,153	16,608	16,998	-	-	▲ 5.0	▲ 845
	季節調整値	16,313	16,509	17,149	▲ 1.2	▲ 196	-	-
4	新規求人数(人)	5,521	5,324	5,959	-	-	▲ 7.4	▲ 438
	季節調整値	5,458	5,165	5,957	5.7	293	-	-
5	就職件数(件)	746	784	781	-	-	▲ 4.5	▲ 35
6	紹介件数(件)	2,161	2,213	2,460	-	-	▲ 12.2	▲ 299
7	有効求人倍率(3／1)(倍)	1.28	1.27	1.27	-	-	-	0.01
	季節調整値	1.28	1.30	1.28	-	▲ 0.02	-	-
8	新規求人倍率(4／2)(倍)	2.23	2.27	2.24	-	-	-	▲ 0.01
	季節調整値	2.10	2.06	2.19	-	0.04	-	-
9	就職率(%)	新規 (5/2*100)	30.2	33.5	29.4	-	-	0.8
10	充足率(%)	新規 (5/4*100)	13.5	14.7	13.1	-	-	0.4

※用語の説明

1欄、月間有効求職者数とは、
「前月末日現在において求職申し込みの有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいいます。

2欄、新規求職申込件数とは、公共職業安定所でその月のうちに新たに受け付けた求職申込件数をいいます。

3欄、月間有効求人数とは、
「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいいます。

4欄、新規求人数とは、公共職業安定所でその月に受け付けた求人数(採用予定人員)をいいます。

5欄、就職件数とは、有効求職者が自安定所の紹介あっ旋により就職した件数をいいます。したがって自己就職、縁故就職等は除かれます。

9欄、就職率は、求職者のうち就職した件数の割合をいいます。「就職件数／新規求職申込件数×100」

10欄、充足率は、求人数のうち充足された求人数の割合をいいます。「就職件数／新規求人数×100」

※▲は減少である。

正 社 員 の 職 業 紹 介 状 況

年 月	全体の 有効求人 倍率 (季節調整値)	正社員			新規求職者数					新規求人数					就職件数					就職率		
		有効 求人倍率	有効 求職者数	有効 求人数	合計	正社員	非正社員	構成比		合計	正社員	非正社員	構成比		合計	正社員	非正社員	正社員	非正社員	(就職件数／新規求職者数) %		
								正社員	非正社員				正社員	非正社員						合計	正社員	非正社員
令和6年 7月	1.28	1.01	7,446	7,499	2,659	1,593	1,066	59.9	40.1	5,959	2,535	3,424	42.5	57.5	781	283	498	36.2	63.8	29.4	17.8	46.7
8月	1.28	1.03	7,346	7,533	2,269	1,375	894	60.6	39.4	5,182	2,332	2,850	45.0	55.0	695	296	399	42.6	57.4	30.6	21.5	44.6
9月	1.28	1.02	7,253	7,372	2,439	1,393	1,046	57.1	42.9	5,716	2,580	3,136	45.1	54.9	757	286	471	37.8	62.2	31.0	20.5	45.0
10月	1.29	1.03	7,282	7,510	2,791	1,615	1,176	57.9	42.1	6,554	2,685	3,869	41.0	59.0	804	313	491	38.9	61.1	28.8	19.4	41.8
11月	1.29	1.06	7,050	7,485	2,208	1,265	943	57.3	42.7	5,153	2,320	2,833	45.0	55.0	719	250	469	34.8	65.2	32.6	19.8	49.7
12月	1.28	1.09	6,753	7,352	2,020	1,193	827	59.1	40.9	5,356	2,406	2,950	44.9	55.1	721	258	463	35.8	64.2	35.7	21.6	56.0
令和7年 1月	1.26	1.05	7,097	7,417	3,434	1,957	1,477	57.0	43.0	6,993	2,743	4,250	39.2	60.8	643	266	377	41.4	58.6	18.7	13.6	25.5
2月	1.26	1.03	7,290	7,490	2,771	1,592	1,179	57.5	42.5	5,840	2,436	3,404	41.7	58.3	910	273	637	30.0	70.0	32.8	17.1	54.0
3月	1.31	1.01	7,314	7,413	2,622	1,519	1,103	57.9	42.1	5,661	2,392	3,269	42.3	57.7	1,209	302	907	25.0	75.0	46.1	19.9	82.2
4月	1.32	1.02	7,233	7,393	3,440	1,869	1,571	54.3	45.7	6,088	2,715	3,373	44.6	55.4	800	286	514	35.8	64.3	23.3	15.3	32.7
5月	1.32	1.03	7,289	7,503	2,739	1,543	1,196	56.3	43.7	6,124	2,627	3,497	42.9	57.1	788	248	540	31.5	68.5	28.8	16.1	45.2
6月	1.30	1.05	7,135	7,472	2,342	1,382	960	59.0	41.0	5,324	2,389	2,935	44.9	55.1	784	267	517	34.1	65.9	33.5	19.3	53.9
7月	1.28	1.03	7,065	7,307	2,471	1,479	992	59.9	40.1	5,521	2,426	3,095	43.9	56.1	746	247	499	33.1	66.9	30.2	16.7	50.3
前年同月比 (率・差)	▲ 0.02	0.02	▲ 5.1	▲ 2.6	▲ 7.1	▲ 7.2	▲ 6.9	0.0	0.0	▲ 7.4	▲ 4.3	▲ 9.6	1.4	▲ 1.4	▲ 4.5	▲ 12.7	0.2	▲ 3.1	3.1	0.8	▲ 1.1	3.6

(注) 1. 正社員有効求人倍率は、正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数(パートタイムを除く常用)となります。
なお、常用フルタイム有効求職者には、フルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。
2. 「非正社員」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の、正社員・正職員でない者であります。
3. 全体の有効求人倍率は季節調整値となり(前月比)、その他はすべて実数値(前年同月比)となります。
4. 求職者数、求人数、就職件数については前年同月比(%)となり、有効求人倍率、構成比、就職率については前年同月差(ポイント)となります。
5. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。(なお、令和6年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。)
6. ▲は減少である。
7. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

産業別新規求人数の推移

■令和7年7月の新規求人数(原数値)は5,521人となり、前年同月比でみると、▲7.4%(438人)減少となりました。

主な産業別でみると、同比で建設業、情報通信業、運輸業、郵便業、生活関連サービス業、娯楽業は増加となりました。

一方、製造業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業は減少しました。

また、県内の主要産業である製造業においては同比▲1.1%(10人)減少となりました。その中で主力の金属製品製造業14.1%(9人)、はん用機械器具製造業95.0%(38人)、生産用機械器具製造業10.3%(7人)、電気機械器具製造業42.2%(43人)、輸送用機械器具製造業12.5%(3人)は増加となりましたが、食料品製造業▲36.3%(61人)、業務用機械器具製造業▲19.6%(10人)、電子部品・デバイス・電子回路製造業▲11.4%(5人)は減少となりました。

項 目 産 業 名	人(全数) R7.7	前年同月数 (R6.7)	対前年同月 増減率(%)	前年同月 差(人)
A,B 農,林,漁業(01～04)	79	(84)	▲ 6.0	▲ 5
C 鉱業,採石業,砂利採取業(05)	4	(5)	▲ 20.0	▲ 1
D 建設業(06～08)	459	(428)	7.2	31
(06 総合工事業)	300	(253)	18.6	47
E 製造業(09～32)	884	(894)	▲ 1.1	▲ 10
09 食料品製造業	107	(168)	▲ 36.3	▲ 61
10 飲料・たばこ・飼料製造業	29	(42)	▲ 31.0	▲ 13
11 繊維工業	31	(36)	▲ 13.9	▲ 5
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	4	(9)	▲ 55.6	▲ 5
13 家具・装備品製造業	9	(4)	125.0	5
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	14	(14)	0.0	0
15 印刷・同関連業	13	(12)	8.3	1
16 化学工業	36	(14)	157.1	22
17 石油製品・石炭製品製造業	0	(0)	－	0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	29	(49)	▲ 40.8	▲ 20
19 ゴム製品製造業	0	(4)	▲ 100.0	▲ 4
21 窯業・土石製品製造業	17	(37)	▲ 54.1	▲ 20
22 鉄鋼業	2	(10)	▲ 80.0	▲ 8
23 非鉄金属製造業	28	(36)	▲ 22.2	▲ 8
24 金属製品製造業	73	(64)	14.1	9
25 はん用機械器具製造業	78	(40)	95.0	38
26 生産用機械器具製造業	75	(68)	10.3	7
27 業務用機械器具製造業	41	(51)	▲ 19.6	▲ 10
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	39	(44)	▲ 11.4	▲ 5
29 電気機械器具製造業	145	(102)	42.2	43
30 情報通信機械器具製造業	34	(15)	126.7	19
31 輸送用機械器具製造業	27	(24)	12.5	3
20,32 その他の製造業	53	(51)	3.9	2
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33～36)	7	(11)	▲ 36.4	▲ 4
G 情報通信業(37～41)	65	(63)	3.2	2
H 運輸業,郵便業(42～49)	235	(205)	14.6	30
I 卸売業,小売業(50～61)	619	(685)	▲ 9.6	▲ 66
J 金融業,保険業(62～67)	4	(28)	▲ 85.7	▲ 24
K 不動産業,物品賃貸業(68～70)	56	(60)	▲ 6.7	▲ 4
L 学術研究,専門・技術サービス業(71～74)	108	(115)	▲ 6.1	▲ 7
M 宿泊業,飲食サービス業(75～77)	396	(488)	▲ 18.9	▲ 92
N 生活関連サービス業,娯楽業(78～80)	345	(259)	33.2	86
O 教育,学習支援業(81,82)	96	(178)	▲ 46.1	▲ 82
P 医療,福祉(83～85)	1,118	(1,288)	▲ 13.2	▲ 170
Q 複合サービス事業(86,87)	20	(15)	33.3	5
R サービス業(他に分類されないもの)(88～96)	936	(1,019)	▲ 8.1	▲ 83
S.T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97,98,99)	90	(134)	▲ 32.8	▲ 44
合 計	5,521	(5,959)	▲ 7.4	▲ 438
29人以下	3,433	(3,691)	▲ 7.0	▲ 258
30～99人	1,365	(1,491)	▲ 8.5	▲ 126
100～299人	531	(591)	▲ 10.2	▲ 60
300～499人	113	(124)	▲ 8.9	▲ 11
500～999人	49	(61)	▲ 19.7	▲ 12
1, 000人以上	30	(1)	2900.0	29

(注) ① 新規学卒者を除きパートタイムを含みます。

② 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものです。

③ ▲は減少です。

◇ 事業所規模別の状況をみると、29人以下(62.2%)、30～99人(24.7%)、100～299人(9.6%)、300～499人(2.0%)、500～999人(0.9%)、1,000人以上(0.5%)です。

求 職 の 動 向

■令和7年7月の新規求職者数(パートタイム及び臨時・季節を含む全数)は2,471人(原数値)となり、前年同月比で▲7.1%(188人)減少しました。そのうち、パートタイムは987人で▲6.6%(70人)減少しました。
また、在職者については▲7.0%(63人)減の836人となり、離職者においては▲7.2%(112人)減の1,449人となりました。
離職者のうち、事業主都合離職者は▲18.0%(61人)減の277人となり、自己都合離職者は▲2.7%(29人)減の1,054人となりました。
新規求職者数を年齢別に前年同月比でみると、44歳以下は▲11.3%(134人)減の1,050人となり、45歳以上は▲3.7%(54人)減の1,421人となりました。

項目 年度別 月別	新規求職者計 ()内はパートタイム											
		在職者	離職者			無業者	44歳以下	45歳以上				
				事業主 都 合	自 己 都 合				45歳以上 の構成比	55歳 以上	65歳 以上	
H29年度	▲ 4.0 (▲1.3)	1.6	▲ 6.3	▲ 12.3	▲ 3.4	▲ 10.1	▲ 7.0	0.0	45.1	1.4	4.9	
H30年度	▲ 1.4 (1.2)	▲ 4.2	1.2	▲ 3.7	1.7	▲ 4.1	▲ 6.6	4.9	48.0	8.6	13.3	
R元年度	0.7 (6.7)	▲ 1.1	0.8	2.1	▲ 0.5	6.8	▲ 5.7	7.8	51.3	13.5	23.2	
R 2 年度	▲ 3.5 (▲5.1)	▲ 10.0	▲ 1.2	20.0	▲ 9.0	6.3	▲ 5.7	▲ 1.3	52.5	▲ 1.7	▲ 4.7	
R 3 年度	▲ 2.9 (▲0.7)	4.8	▲ 4.0	▲ 24.1	5.0	▲ 19.2	▲ 3.7	▲ 2.3	52.8	▲ 0.4	5.6	
R 4 年度	▲ 0.4 (1.2)	2.6	▲ 1.1	▲ 9.7	1.8	▲ 7.4	▲ 3.0	1.9	54.1	3.2	7.0	
R 5 年度	▲ 1.5 (0.8)	▲ 5.0	1.6	11.7	▲ 0.2	▲ 5.5	▲ 6.7	2.9	56.5	3.8	1.3	
R 6 年度	▲ 6.9 (▲4.0)	▲ 7.1	▲ 6.0	▲ 13.4	▲ 3.8	▲ 11.2	▲ 10.1	▲ 4.4	58.0	▲ 0.2	3.4	
R6. 7	5.6 (11.6)	0.0	8.4	8.7	7.5	11.2	4.1	6.8	55.5	12.5	22.1	
	2,659 (1,057)	899	1,561	338	1,083	199	1,184	1,475	-	991	475	
8	▲ 14.7 (▲12.6)	▲ 13.6	▲ 13.6	▲ 27.1	▲ 10.0	▲ 26.5	▲ 16.0	▲ 13.6	55.1	▲ 8.7	▲ 7.4	
9	▲ 11.5 (▲5.0)	▲ 12.8	▲ 9.9	▲ 20.5	▲ 7.2	▲ 16.7	▲ 12.3	▲ 10.9	54.8	▲ 6.5	▲ 2.1	
10	▲ 4.7 (▲6.8)	▲ 0.1	▲ 6.2	6.8	▲ 9.9	▲ 10.3	▲ 4.8	▲ 4.7	54.2	0.4	0.6	
11	▲ 12.0 (▲8.2)	▲ 5.9	▲ 14.8	▲ 24.4	▲ 12.3	▲ 17.6	▲ 15.9	▲ 8.8	56.9	▲ 4.1	1.7	
12	▲ 8.4 (0.4)	▲ 8.2	▲ 8.1	▲ 14.8	▲ 4.6	▲ 12.1	▲ 15.9	▲ 2.8	60.3	6.2	▲ 3.9	
R7. 1	▲ 3.4 (▲1.0)	▲ 4.7	▲ 1.3	▲ 7.5	2.1	▲ 10.6	▲ 10.0	1.1	61.9	3.5	17.0	
2	▲ 6.8 (▲3.5)	▲ 11.2	▲ 4.7	▲ 22.6	2.0	4.8	▲ 10.4	▲ 4.2	59.0	▲ 4.4	4.8	
3	▲ 5.3 (▲6.0)	▲ 8.4	▲ 3.4	▲ 3.9	▲ 6.2	▲ 2.4	▲ 10.5	▲ 1.5	59.8	1.9	2.3	
4	▲ 3.3 (▲0.1)	▲ 8.0	▲ 2.0	▲ 2.5	▲ 1.6	2.0	▲ 1.2	▲ 4.6	60.7	0.0	3.8	
5	▲ 5.1 (▲5.5)	2.9	▲ 11.6	▲ 19.0	▲ 10.0	12.7	▲ 2.2	▲ 7.1	57.2	▲ 9.3	▲ 5.6	
6	0.0 (▲2.3)	▲ 6.8	3.1	8.0	2.6	8.6	▲ 3.5	2.8	57.4	2.9	0.0	
	2,342 (952)	767	1,372	269	1,016	203	998	1,344	-	891	399	
R7. 7	▲ 7.1 (▲6.6)	▲ 7.0	▲ 7.2	▲ 18.0	▲ 2.7	▲ 6.5	▲ 11.3	▲ 3.7	57.5	▲ 3.2	▲ 4.0	
	2,471 (987)	836	1,449	277	1,054	186	1,050	1,421	-	959	456	
前年同月差	▲ 188 (▲70)	▲ 63	▲ 112	▲ 61	▲ 29	▲ 13	▲ 134	▲ 54	-	▲ 32	▲ 19	

(注) 1. 各年度及び各月欄は、対前年度比及び対前年同月比を表示。最新月、前月及び最新月の前年同月の下欄は新規求職者数。(原数値)
2. ()内は新規求職者のうちパートタイム求職者。
3. ▲は、減少である。
4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。
5. 令和4年7月まで新規求職者計を除く項目は、パート及び臨時・季節を除いた内訳として計上していたが、令和4年8月からパート及び臨時・季節を含めた新規求職者数に変更。
※「無業者」とは、離職後1年を超える者、家事・育児従業者、学卒未就職者等をいいます。

職業別求職・求人の状況

専門的・技術的職業（主に看護師、薬剤師、建築・土木技術者等）、販売の職業、サービスの職業、保安の職業（警備員、交通誘導員等）、生産工程の職業、輸送・機械運転の職業、建設・採掘の職業について、有効求人倍率は1倍以上となりました。

一方、他の職業においては有効求人倍率が1倍を割っています。特に事務的職業において有効求人倍率が低くなっています。

令和7年7月

項 目		有効求職			有効求人	有効求人 倍 率
職 業 別		計	男	女		
実 数 (人)	合計	7,065	4,136	2,921	8,562	1.21
	A 管理的職業	30	29	1	22	0.73
	B 専門的・技術的職業	908	446	461	2,057	2.27
	C 事務的職業	1,857	614	1,239	815	0.44
	D 販売の職業	374	255	119	628	1.68
	E サービスの職業	697	366	331	1,472	2.11
	F 保安の職業	67	61	6	234	3.49
	G 農林漁業の職業	161	129	32	96	0.60
	H 生産工程の職業	1,228	858	368	1,451	1.18
	I 輸送・機械運転の職業	293	271	22	662	2.26
	J 建設・採掘の職業	159	155	4	700	4.40
	K 運搬・清掃・包装等の職業	613	473	140	425	0.69
	分類不能	678	479	198	0	0.00
構 成 比 (%)	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	－
	A 管理的職業	0.4	0.7	0.0	0.3	－
	B 専門的・技術的職業	12.9	10.8	15.8	24.0	－
	C 事務的職業	26.3	14.8	42.4	9.5	－
	D 販売の職業	5.3	6.2	4.1	7.3	－
	E サービスの職業	9.9	8.8	11.3	17.2	－
	F 保安の職業	0.9	1.5	0.2	2.7	－
	G 農林漁業の職業	2.3	3.1	1.1	1.1	－
	H 生産工程の職業	17.4	20.7	12.6	16.9	－
	I 輸送・機械運転の職業	4.1	6.6	0.8	7.7	－
	J 建設・採掘の職業	2.3	3.7	0.1	8.2	－
	K 運搬・清掃・包装等の職業	8.7	11.4	4.8	5.0	－
	分類不能	9.6	11.6	6.8	0.0	－

(注) ① 「常用」の原数値（パート及び臨時・季節を除く）です。

② 求職申込書における「性別」欄の記載が任意となっていることから、男女別の合計は全体の値と一致しない場合もあります。

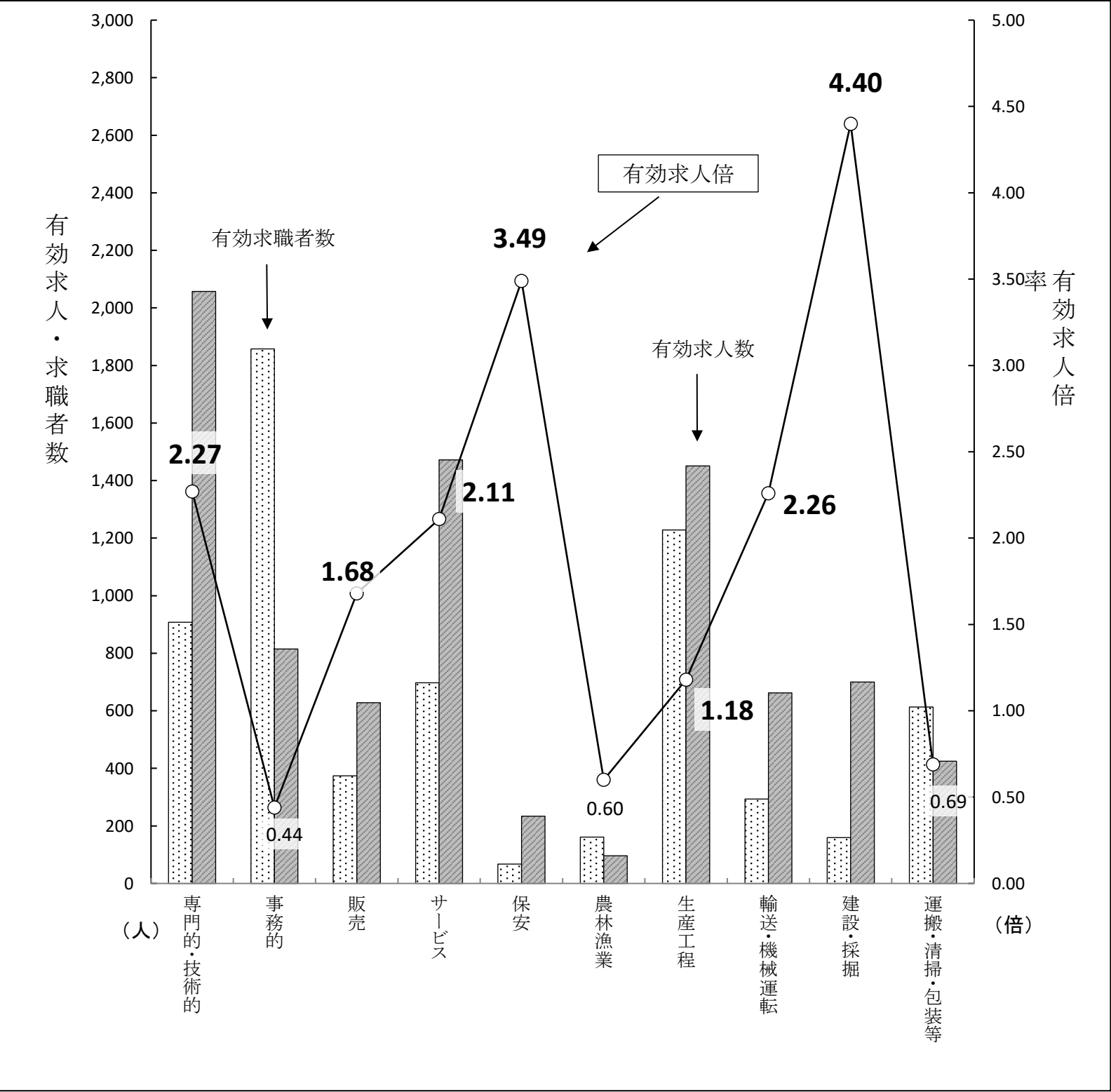
③ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

④ 令和5年度から日本標準職業分類を用いています。

用語解説：
専門的・技術的職業：「高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な業務に従事するもの及び医療・法律・教育・宗教・芸術・その他専門的性質の業務に従事するもの」をいう。

職業別求人・求職バランスシート

令和7年7月



職業	専門的・技術的	事務的	販売	サービス	保安	農林漁業	生産工程	輸送・機械運転	建設・採掘	運搬・清掃・包装等	合計
有効求人数	2,057	815	628	1,472	234	96	1,451	662	700	425	8,562
有効求職者数	908	1,857	374	697	67	161	1,228	293	159	613	7,065
有効求人倍率	2.27	0.44	1.68	2.11	3.49	0.60	1.18	2.26	4.40	0.69	1.21

(注)
① 「常用」の原数値(パート及び臨時・季節を除く)です。
② [職業]の合計欄には、[管理的職業]、[分類不能]を含みます。
③ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。
④ 令和5年度から日本標準職業分類を用いています。

企 業 整 備 状 況

令和7年度

【前年(同月)比】(件、人、%)

項 目		合 計				内 訳				規 模 別(件数)				中 高 年 齢 者 数
		件 数	対前年 増減率	人 員	対前年 増減率	人員整理		倒 産		29人 以下	30～ 99人	100～ 499人	500人 以上	
						件数	人 員	件数	人 員					
平成30年度		23 (	▲ 14.8)	446 (	▲ 41.9)	19	394	4	52	10	8	3	2	276
令和元年度		36 (	56.5)	494 (	10.8)	34	458	2	36	29	5	2	0	340
令和 2 年度		74 (	105.6)	1,163 (	135.4)	72	1,091	2	72	38	20	16	0	795
令和 3 年度		31 (	▲ 58.1)	475 (	▲ 59.2)	28	430	3	45	19	8	3	1	309
令和 4 年度		45 (	45.2)	704 (	48.2)	40	610	5	94	30	7	8	0	464
令和 5 年度		46 (	2.2)	801 (	13.8)	43	726	3	75	26	16	4	0	578
令和 6 年度		34 (	▲ 26.1)	455 (	▲ 43.2)	33	436	1	19	29	3	2	0	313
令和 7 年度		13 (	▲ 61.8)	196 (	▲ 56.9)	12	189	1	7	10	1	1	1	148
令和 6 年 度	4月	4 (	▲ 20.0)	53 (	▲ 51.4)	4	53	0	0	4	0	0	0	32
	5月	3 (	50.0)	28 (	16.7)	3	28	0	0	3	0	0	0	24
	6月	2 (	0.0)	21 (	▲ 4.5)	2	21	0	0	2	0	0	0	19
	7月	3 (	▲ 62.5)	63 (	▲ 64.2)	3	63	0	0	2	1	0	0	28
	8月	3 (	▲ 50.0)	38 (	▲ 44.1)	3	38	0	0	3	0	0	0	27
	9月	1 (	▲ 75.0)	6 (	▲ 92.6)	1	6	0	0	0	0	1	0	6
	10月	4 (	0.0)	77 (	13.2)	3	58	1	19	3	1	0	0	40
	11月	2 (	▲ 50.0)	17 (	▲ 67.9)	2	17	0	0	1	0	1	0	14
	12月	1 (	0.0)	11 (	83.3)	1	11	0	0	1	0	0	0	8
	1月	2 (	▲ 50.0)	23 (	▲ 56.6)	2	23	0	0	2	0	0	0	18
令和 7 年 度	2月	6 (	100.0)	79 (	▲ 10.2)	6	79	0	0	5	1	0	0	72
	3月	3 (	0.0)	39 (	▲ 26.4)	3	39	0	0	3	0	0	0	25
	4月	3 (	▲ 25.0)	24 (	▲ 54.7)	3	24	0	0	3	0	0	0	17
	5月	3 (	0.0)	42 (	50.0)	3	42	0	0	1	0	1	1	42
	6月	4 (	100.0)	75 (	257.1)	4	75	0	0	4	0	0	0	46
	7月	3 (	0.0)	55 (	▲ 12.7)	2	48	1	7	2	1	0	0	43
	8月	0 (	▲ 100.0)	0 (	▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9月	0 (	▲ 100.0)	0 (	▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10月	0 (	▲ 100.0)	0 (	▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11月	0 (	▲ 100.0)	0 (	▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0 (	▲ 100.0)	0 (	▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1月	0 (	▲ 100.0)	0 (	▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2月	0 (	▲ 100.0)	0 (	▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3月	0 (	▲ 100.0)	0 (	▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 県内の公共職業安定所を通じて、5人以上の解雇・雇止めについて事業所からの任意の届出により把握した状況です。
企業整備が複数月に亘って実施される場合は、開始月に一括して計上しています。

※▲は、減少である。 ※(-)は前年同月の数値が「0」のため計算不可。
※令和7年度の数値は、令和8年3月迄の合計であり、「対前年増減率」の数値は、令和6年度との比較。
※届出の状況により数値が変更となる場合があります。

◆企業整備状況を前年同月差でみると、件数は同水準、企業整備人員は8人(12.7%)減少となりました。
企業整備人員55人のうち、男性22人(40.0%)、女性が33人(60.0%)です。
年齢構成では、45歳以上の中高年齢者層は43人(78.2%)です。

雇用保険関係主要指標（適用関係）

山梨労働局職業安定部職業安定課

項目		1		2		3		4		5		6		7		事務組合委託状況			
		適用事業所数		被保険者数		資格取得者数		資格喪失者数		4のうち 解雇者数		離職票 交付枚数		事務組合数		8		9	
			対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率	事業所数	対前年増減率	被保険者数	対前年増減率
年度																			
28年度		13,894	1.8	212,205	2.9	40,511	1.6	34,458	▲ 3.5	2,210	▲ 21.9	22,402	▲ 3.1	80	5,065	1.1	29,833	3.2	
29年度		14,120	1.6	217,769	2.6	41,584	2.6	35,548	3.2	2,158	▲ 2.4	22,398	▲ 0.0	79	5,161	1.9	30,649	2.7	
30年度		14,194	0.5	221,332	1.6	41,120	▲ 1.1	37,462	5.4	2,178	0.9	23,410	4.5	79	5,167	0.1	31,087	1.4	
元年度		14,323	0.9	223,532	1.0	39,926	▲ 2.9	37,568	0.3	2,627	20.6	24,554	4.9	78	5,203	0.7	31,673	1.9	
2年度		14,717	2.8	225,260	0.8	37,512	▲ 6.0	35,393	▲ 5.8	3,086	17.5	23,077	▲ 6.0	78	5,303	1.9	31,607	▲ 0.2	
3年度		14,968	1.7	225,741	0.2	36,179	▲ 3.6	35,602	0.6	1,700	▲ 44.9	22,237	▲ 3.6	78	5,332	0.5	31,490	▲ 0.4	
4年度		15,106	0.9	227,046	0.6	38,536	6.5	37,524	5.4	1,845	8.5	23,893	7.4	78	5,367	0.7	31,724	0.7	
5年度		15,224	0.8	227,329	0.1	37,572	▲ 2.5	37,792	0.7	2,441	32.3	24,716	3.4	78	5,389	0.4	32,012	0.9	
6年度		15,405	1.2	228,067	0.3	37,368	▲ 0.5	36,679	▲ 2.9	2,071	▲ 15.2	23,690	▲ 4.2	77	5,438	0.9	32,067	0.2	
令和6年度	4月	15,241	0.9	226,941	0.1	6,050	▲ 8.3	6,456	▲ 7.7	446	▲ 26.6	4,120	▲ 12.3	78	5,378	0.7	31,861	0.4	
	5月	15,254	0.9	229,270	0.5	5,607	23.1	3,298	4.8	156	▲ 15.2	2,100	▲ 0.0	78	5,368	0.5	32,071	1.2	
	6月	15,259	0.9	229,759	0.5	3,072	▲ 6.7	2,559	▲ 12.9	143	▲ 8.3	1,568	▲ 12.9	78	5,376	0.6	32,074	0.9	
	7月	15,289	1.0	229,515	0.4	2,958	2.8	3,228	4.8	218	34.6	2,101	6.3	78	5,382	0.7	32,066	0.9	
	8月	15,301	1.0	229,361	0.5	2,395	▲ 8.4	2,549	▲ 13.0	149	▲ 38.2	1,704	▲ 4.1	78	5,393	0.8	32,087	0.8	
	9月	15,257	1.1	229,273	0.5	2,632	▲ 1.7	2,717	▲ 0.9	115	▲ 32.0	1,843	▲ 1.0	78	5,397	1.0	32,086	0.5	
	10月	15,286	1.2	228,686	0.4	2,957	3.5	3,535	9.4	152	▲ 21.6	1,933	▲ 2.0	78	5,407	1.1	32,150	0.5	
	11月	15,304	1.1	228,868	0.4	2,397	▲ 7.9	2,206	▲ 5.6	93	▲ 37.6	1,468	▲ 8.3	78	5,407	0.9	32,186	0.4	
	12月	15,333	1.1	228,930	0.4	2,194	▲ 0.6	2,101	▲ 1.0	110	▲ 2.7	1,494	6.9	78	5,416	0.9	32,210	0.5	
	1月	15,366	1.2	228,122	0.3	2,353	7.4	3,164	0.7	157	▲ 16.5	2,088	0.2	78	5,425	0.9	32,084	0.4	
	2月	15,391	1.2	228,206	0.4	2,291	▲ 5.6	2,252	▲ 5.9	135	8.9	1,570	▲ 2.3	78	5,433	0.9	32,069	0.2	
	3月	15,405	1.2	228,067	0.3	2,462	▲ 7.8	2,614	▲ 4.5	197	28.8	1,701	▲ 7.8	77	5,438	0.9	32,067	0.2	
令和7年度	4月	15,392	1.0	227,601	0.3	5,897	▲ 2.5	6,328	▲ 2.0	355	▲ 20.4	4,169	1.2	78	5,410	0.6	32,070	0.7	
	5月	15,418	1.1	229,774	0.2	5,213	▲ 7.0	3,119	▲ 5.4	132	▲ 15.4	1,857	▲ 11.6	78	5,411	0.8	32,189	0.4	
	6月	15,428	1.1	230,389	0.3	3,222	4.9	2,714	6.1	130	▲ 9.1	1,691	7.8	78	5,403	0.5	32,211	0.4	
	7月	15,454	1.1	230,046	0.2	2,825	▲ 4.5	3,126	▲ 3.2	240	10.1	2,016	▲ 4.0	78	5,411	0.5	32,181	0.4	
	8月																		
	9月																		
	10月																		
	11月																		
	12月																		
	1月																		
	2月																		
	3月																		

* 1 欄「適用事業所数」、2 欄「被保険者数」、7 欄「事務組合数」、事務組合委託状況の 8 欄「事業所数」、9 欄「被保険者数」の年度数は、当該年度の年度末（3 月）の数値です。

* 「7 欄事務組合数」は、公共職業安定所の所掌する事務組合の数です。

雇用保険関係主要指標（給付関係）

山梨労働局職業安定部職業安定課

金額単位:千円

項目 年度		1 一般受給資格 決定件数		2 基本手当 初回受給者数		3 求 職 者 給 付						4 就 職 促 進 給 付				5 失業等給付支給総額		
						一般被保険者			高年齢継続被保険者 (高年齢求職者給付)		短期雇用特例被保険者 (特例一時金)		再就職手当		常用就職支度手当			
						受給者	(基本手当)											
		実人員	対前年増減率	支給金額	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額	支給人員	支給金額	支給人員	支給金額	対前年増減率					
27年度		8,702	▲ 10.8	7,101	▲ 12.7	2,693	▲ 12.6	3,994,833	1,328	288,909	310	58,118	2,664	859,616	101	13,539	8,430,548	▲ 1.7
28年度		8,021	▲ 7.8	6,339	▲ 10.7	2,300	▲ 14.6	3,257,912	1,496	327,613	295	55,872	2,334	748,993	46	5,092	7,622,022	▲ 9.6
29年度		7,683	▲ 4.2	6,054	▲ 4.5	2,168	▲ 5.7	3,079,671	1,554	326,447	301	57,304	2,470	924,162	25	3,781	7,744,578	1.6
30年度		7,805	1.6	6,000	▲ 0.9	2,149	▲ 0.9	3,130,716	1,783	387,012	292	55,748	2,508	964,723	14	2,193	8,034,302	3.7
元年度		8,099	3.8	6,648	10.8	2,315	7.7	3,450,931	2,327	505,350	271	53,053	2,524	996,447	36	6,219	8,743,772	8.8
2年度		9,080	12.1	8,076	21.5	3,076	32.9	4,704,579	2,428	518,897	231	45,498	2,169	877,120	54	8,710	10,724,324	22.7
3年度		7,529	▲ 17.1	6,459	▲ 20.0	2,457	▲ 20.1	3,733,799	2,395	517,605	235	45,243	2,089	796,371	39	6,535	9,406,511	▲ 12.3
4年度		7,729	2.7	6,317	▲ 2.2	2,276	▲ 7.4	3,428,245	2,567	560,248	237	45,674	2,021	787,649	17	2,940	9,224,287	▲ 1.9
5年度		8,369	8.3	7,115	12.6	2,581	13.4	3,972,979	2,603	583,378	252	50,327	2,475	1,016,656	19	2,527	9,979,238	8.2
6年度		7,503	▲ 10.3	6,332	▲ 11.0	2,350	▲ 9.0	3,848,632	2,710	616,657	216	44,490	2,326	968,605	16	2,306	9,705,486	▲ 2.7
令和6年度	4月	882	▲ 4.1	527	6.0	2,159	6.6	264,626	244	56,907	0	0	117	51,443	1	116	707,859	5.8
	5月	977	24.3	782	23.7	2,401	15.7	323,330	519	120,004	1	224	216	89,448	2	330	960,731	13.4
	6月	559	▲ 15.3	553	▲ 8.1	2,384	1.7	288,321	234	52,288	1	241	238	97,581	1	173	756,145	2.2
	7月	647	13.3	709	7.4	2,719	9.1	343,952	227	51,749	0	0	253	104,808	4	391	912,413	18.8
	8月	527	▲ 14.4	554	▲ 5.5	2,667	1.1	367,245	179	41,278	0	0	268	100,486	0	0	808,092	5.5
	9月	555	▲ 7.5	442	▲ 6.0	2,582	2.9	318,646	165	35,491	0	0	196	79,999	4	547	805,936	▲ 2.9
	10月	688	8.5	523	30.1	2,474	6.0	346,591	194	45,272	0	0	200	82,014	1	198	838,350	20.4
	11月	515	▲ 10.3	526	▲ 7.6	2,314	0.9	290,092	181	42,669	2	448	218	93,430	0	0	813,939	1.3
	12月	449	0.7	436	▲ 6.2	2,222	0.7	252,648	155	35,255	3	750	179	84,173	0	0	727,429	▲ 2.1
	1月	582	▲ 5.4	474	11.5	2,222	4.8	326,685	157	32,576	109	22,098	142	64,017	1	230	873,611	8.7
	2月	540	0.7	416	▲ 16.3	2,052	▲ 2.7	247,200	231	54,429	97	20,167	150	60,774	2	321	723,621	4.2
	3月	582	▲ 24.5	390	▲ 23.8	2,000	▲ 7.2	246,253	224	48,739	3	562	149	60,430	0	0	777,360	▲ 10.0
令和7年度	4月	977	10.8	611	15.9	2,040	▲ 5.5	256,537	302	70,167	0	0	139	60,818	0	0	748,153	5.7
	5月	774	▲ 20.8	765	▲ 2.2	2,333	▲ 2.8	311,906	417	101,994	1	233	246	110,042	3	457	974,169	1.4
	6月	605	8.2	617	11.6	2,517	5.6	309,646	265	61,285	1	254	219	100,799	0	0	785,083	3.8
	7月	689	6.5	871	22.8	2,917	7.3	413,191	194	45,993	0	0	200	87,878	1	166	940,786	3.1
	8月																	
	9月																	
	10月																	
	11月																	
	12月																	
	1月																	
	2月																	
	3月																	

* 受給者実人員の年度数は、年度平均です。また、支給金額の年度累計額は四捨五入のため合わない場合があります。
 * 失業等給付支給総額には、日雇労働求職者給付金は含まれていません。
 * 「3求職者給付」のうち、短期雇用特例被保険者(特例一時金)の支給金額には、追加給付分が含まれています。

時系列職業紹介統計表

1. 新規求職者数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2016	28年	3,109	3,569	3,225	3,230	3,241	3,385	3,280	3,190	3,335	3,143	3,244	3,082
2017	29年	3,338	3,248	3,301	3,202	2,929	3,163	3,108	3,244	3,210	2,789	3,191	3,356
2018	30年	3,006	3,134	3,178	3,213	3,154	2,930	2,954	3,169	3,090	3,167	3,055	3,098
2019	31・元年	3,060	3,070	3,132	3,070	3,252	3,219	3,303	3,023	3,083	3,050	3,116	3,436
2020	2年	3,282	3,155	3,037	2,754	2,811	3,245	3,164	3,129	2,987	3,002	2,990	2,887
2021	3年	2,890	3,121	2,879	2,882	2,896	2,746	2,919	2,982	2,872	2,944	2,987	2,862
2022	4年	2,934	2,853	3,164	2,948	2,917	2,936	2,858	2,844	2,927	2,872	2,828	2,777
2023	5年	2,894	2,909	2,892	2,988	2,870	2,935	2,825	2,910	2,887	2,853	2,850	2,913
2024	6年	2,965	2,834	2,726	2,742	2,758	2,692	2,724	2,617	2,649	2,648	2,591	2,599
2025	7年	2,853	2,625	2,524	2,618	2,714	2,502	2,601					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年2月の5,146人、過去最低数は昭和44年3月の1,032人

2. 新規求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2016	28年	4,915	5,192	5,368	5,487	5,642	5,695	5,504	5,724	5,894	5,815	5,930	5,295
2017	29年	6,290	5,979	5,583	6,222	5,936	6,011	6,337	6,239	6,256	6,109	6,336	6,628
2018	30年	6,295	6,182	6,559	6,716	6,089	6,304	6,592	6,462	6,461	6,767	6,306	6,071
2019	31・元年	6,402	6,612	6,358	6,503	6,756	6,412	6,577	6,731	5,993	6,140	6,005	5,909
2020	2年	6,045	5,811	5,164	3,809	4,854	4,797	4,701	4,871	5,017	5,010	5,581	5,304
2021	3年	4,731	5,532	5,713	5,034	5,763	6,020	5,735	5,587	6,001	6,049	6,086	6,108
2022	4年	6,024	5,890	6,511	6,148	6,440	6,699	6,628	6,464	7,252	6,395	6,198	6,808
2023	5年	6,320	6,145	5,955	6,409	6,259	5,837	5,918	6,210	5,954	5,468	6,049	6,009
2024	6年	6,433	6,014	6,078	6,093	5,760	6,012	5,957	5,861	5,688	6,022	5,695	5,459
2025	7年	6,201	5,894	5,673	5,857	6,320	5,165	5,458					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は令和4年9月の7,252人、過去最低数は昭和52年12月の1,721人

3. 山梨県の新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2016	28年	1.58	1.45	1.66	1.70	1.74	1.68	1.68	1.79	1.77	1.85	1.83	1.72
2017	29年	1.88	1.84	1.69	1.94	2.03	1.90	2.04	1.92	1.95	2.19	1.99	1.97
2018	30年	2.09	1.97	2.06	2.09	1.93	2.15	2.23	2.04	2.09	2.14	2.06	1.96
2019	31・元年	2.09	2.15	2.03	2.12	2.08	1.99	1.99	2.23	1.94	2.01	1.93	1.72
2020	2年	1.84	1.84	1.70	1.38	1.73	1.48	1.49	1.56	1.68	1.67	1.87	1.84
2021	3年	1.64	1.77	1.98	1.75	1.99	2.19	1.96	1.87	2.09	2.05	2.04	2.13
2022	4年	2.05	2.06	2.06	2.09	2.21	2.28	2.32	2.27	2.48	2.23	2.19	2.45
2023	5年	2.18	2.11	2.06	2.14	2.18	1.99	2.09	2.13	2.06	1.92	2.12	2.06
2024	6年	2.17	2.12	2.23	2.22	2.09	2.23	2.19	2.24	2.15	2.27	2.20	2.10
2025	7年	2.17	2.25	2.25	2.24	2.33	2.06	2.10					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成2年11月の4.62倍、過去最低倍率は平成21年3月の0.69倍

4. 全国の新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2016	28年	2.03	1.95	1.95	2.03	2.05	2.01	2.03	2.08	2.10	2.09	2.14	2.16
2017	29年	2.13	2.16	2.14	2.18	2.28	2.24	2.25	2.22	2.26	2.36	2.31	2.40
2018	30年	2.36	2.34	2.37	2.37	2.37	2.45	2.45	2.37	2.47	2.38	2.41	2.40
2019	31・元年	2.47	2.48	2.44	2.49	2.48	2.39	2.36	2.43	2.31	2.42	2.35	2.39
2020	2年	2.08	2.26	2.25	1.88	1.93	1.73	1.71	1.83	1.93	1.78	1.97	2.01
2021	3年	2.00	1.96	2.01	1.93	2.12	2.09	1.98	1.99	2.06	2.02	2.05	2.17
2022	4年	2.16	2.24	2.19	2.23	2.24	2.23	2.32	2.29	2.30	2.34	2.38	2.38
2023	5年	2.35	2.33	2.29	2.29	2.34	2.31	2.27	2.30	2.24	2.26	2.26	2.25
2024	6年	2.27	2.26	2.34	2.21	2.20	2.25	2.24	2.30	2.20	2.25	2.25	2.27
2025	7年	2.32	2.30	2.32	2.24	2.14	2.18	2.17					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成31年4月の2.49倍、過去最低倍率は平成21年5月の0.76倍

1. 有効求職者数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2016	28年	13,072	13,270	13,123	13,037	12,811	12,759	12,788	12,756	12,860	12,797	12,731	12,514
2017	29年	12,749	12,757	12,847	12,699	12,548	12,455	12,412	12,508	12,689	12,244	12,336	12,352
2018	30年	12,418	12,342	12,325	12,469	12,526	12,443	12,305	12,326	12,336	12,475	12,616	12,610
2019	31・元年	12,483	12,428	12,459	12,527	12,643	12,769	12,924	12,855	12,802	12,539	12,624	12,793
2020	2年	13,187	13,223	13,045	12,363	12,259	12,655	13,432	14,188	14,281	14,323	14,388	14,090
2021	3年	13,837	13,796	13,526	13,402	13,269	13,143	13,048	13,076	12,960	12,973	12,978	12,958
2022	4年	13,030	12,911	13,052	13,090	13,140	13,135	13,080	13,013	13,035	12,982	12,880	12,873
2023	5年	12,972	13,134	13,283	13,351	13,453	13,582	13,657	13,729	13,779	13,790	13,674	13,843
2024	6年	13,867	13,975	13,510	13,307	13,467	13,476	13,426	13,393	13,288	13,187	13,186	13,138
2025	7年	13,180	13,035	12,672	12,592	12,848	12,743	12,745					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年7月の21,706人、過去最低数は昭和44年2月の3,810人

2. 有効求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2016	28年	13,473	14,001	14,216	14,655	15,121	15,372	15,298	15,503	15,768	15,868	15,815	15,418
2017	29年	16,197	16,548	16,648	17,010	16,811	17,005	16,983	17,241	17,488	17,344	17,684	17,988
2018	30年	18,267	18,215	17,923	18,393	18,394	17,992	17,963	18,326	18,444	18,457	18,336	18,027
2019	31・元年	17,901	18,086	18,123	18,081	18,341	18,642	18,658	18,293	17,888	17,424	16,933	16,924
2020	2年	17,030	16,837	15,562	13,640	12,402	12,423	12,768	13,038	13,255	13,644	14,120	14,647
2021	3年	14,349	14,554	15,115	15,394	15,665	15,776	16,209	16,085	16,181	16,554	16,712	16,987
2022	4年	17,119	16,936	17,494	17,668	17,979	18,520	18,672	18,753	19,507	19,024	18,691	18,599
2023	5年	18,351	18,328	17,902	18,070	17,934	17,495	17,238	17,221	17,113	16,642	16,846	16,982
2024	6年	17,561	17,421	17,212	17,100	17,152	17,274	17,149	17,152	16,995	16,992	16,987	16,873
2025	7年	16,625	16,380	16,595	16,585	16,987	16,509	16,313					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は令和4年9月の19,507人、過去最低数は昭和40年12月の5,466人

3. 山梨県の有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2016	28年	1.03	1.06	1.08	1.12	1.18	1.20	1.20	1.22	1.23	1.24	1.24	1.23
2017	29年	1.27	1.30	1.30	1.34	1.34	1.37	1.37	1.38	1.38	1.42	1.43	1.46
2018	30年	1.47	1.48	1.45	1.48	1.47	1.45	1.46	1.49	1.50	1.48	1.45	1.43
2019	31・元年	1.43	1.46	1.45	1.44	1.45	1.46	1.44	1.42	1.40	1.39	1.34	1.32
2020	2年	1.29	1.27	1.19	1.10	1.01	0.98	0.95	0.92	0.93	0.95	0.98	1.04
2021	3年	1.04	1.05	1.12	1.15	1.18	1.20	1.24	1.23	1.25	1.28	1.29	1.31
2022	4年	1.31	1.31	1.34	1.35	1.37	1.41	1.43	1.44	1.50	1.47	1.45	1.44
2023	5年	1.41	1.40	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.21	1.23	1.23
2024	6年	1.27	1.25	1.27	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.28	1.29	1.29	1.28
2025	7年	1.26	1.26	1.31	1.32	1.32	1.30	1.28					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の3.79倍、過去最低倍率は平成21年7月、8月の0.39倍

4. 全国の有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2016	28年	1.29	1.30	1.31	1.33	1.35	1.36	1.36	1.38	1.38	1.40	1.41	1.42
2017	29年	1.43	1.45	1.45	1.48	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53	1.55	1.56	1.58
2018	30年	1.60	1.59	1.59	1.59	1.60	1.62	1.63	1.63	1.64	1.63	1.63	1.62
2019	31・元年	1.63	1.63	1.63	1.63	1.62	1.61	1.60	1.60	1.59	1.59	1.57	1.56
2020	2年	1.49	1.44	1.40	1.31	1.19	1.12	1.08	1.05	1.04	1.04	1.05	1.06
2021	3年	1.08	1.08	1.10	1.10	1.11	1.13	1.14	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17
2022	4年	1.19	1.21	1.23	1.24	1.26	1.27	1.29	1.31	1.33	1.33	1.35	1.35
2023	5年	1.35	1.33	1.32	1.32	1.32	1.31	1.30	1.30	1.30	1.29	1.27	1.27
2024	6年	1.27	1.26	1.27	1.26	1.25	1.24	1.25	1.24	1.25	1.25	1.25	1.25
2025	7年	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.22					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の1.93倍、過去最低倍率は平成21年8月の0.42倍

就業地別

1. 新規求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2016	28年	5,530	5,746	6,101	6,184	6,222	6,416	6,286	6,429	6,549	6,485	6,507	6,278
2017	29年	6,809	6,670	6,434	6,963	6,605	6,637	7,195	7,099	7,103	6,942	7,128	7,666
2018	30年	7,118	7,054	7,519	7,810	6,654	6,990	7,424	7,423	7,309	7,539	7,300	6,918
2019	31・元年	7,249	7,458	7,268	7,147	7,509	7,277	6,962	7,587	6,970	6,876	6,772	6,983
2020	2年	6,695	6,518	6,190	4,364	4,926	5,331	5,300	5,230	5,494	5,627	6,042	5,940
2021	3年	5,394	6,201	6,550	5,605	6,140	6,536	6,455	6,381	6,655	6,695	6,885	6,825
2022	4年	6,927	6,762	7,392	7,121	7,103	7,251	7,505	7,444	7,630	7,548	7,167	7,638
2023	5年	7,374	7,215	6,959	7,256	7,133	6,733	6,775	7,387	6,780	6,449	7,001	6,856
2024	6年	7,338	6,883	6,942	6,933	6,737	7,042	6,820	6,890	6,890	7,158	6,604	6,564
2025	7年	7,547	6,700	6,624	6,852	6,914	6,024	6,415					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。
※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

2. 有効求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2016	28年	15,304	15,666	16,091	16,625	17,201	17,363	17,466	17,653	17,951	17,982	17,713	17,356
2017	29年	18,087	18,467	18,653	19,105	19,025	19,176	19,388	19,655	20,047	19,854	20,120	20,450
2018	30年	20,736	20,678	20,170	20,956	21,041	20,584	20,506	20,937	20,923	20,946	20,928	20,517
2019	31・元年	20,266	20,422	20,317	20,138	20,516	20,859	20,826	20,483	20,125	19,598	19,278	19,347
2020	2年	19,260	18,895	17,574	15,789	14,071	13,865	14,190	14,489	14,637	15,203	15,812	16,323
2021	3年	16,036	16,254	16,902	17,256	17,533	17,637	18,123	18,011	18,133	18,572	18,839	19,108
2022	4年	19,358	19,113	19,821	20,126	20,545	21,001	21,090	21,183	21,606	21,312	21,095	21,171
2023	5年	20,993	21,144	20,843	21,004	20,787	20,323	20,003	20,020	19,773	19,447	19,451	19,587
2024	6年	20,081	19,908	19,716	19,714	19,904	20,247	20,160	20,110	20,005	20,188	20,104	19,910
2025	7年	19,827	19,511	19,540	19,492	19,774	19,182	18,923					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。
※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

3. 就業地別新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2016	28年	1.78	1.61	1.89	1.91	1.92	1.90	1.92	2.02	1.96	2.06	2.01	2.04
2017	29年	2.04	2.05	1.95	2.17	2.26	2.10	2.31	2.19	2.21	2.49	2.23	2.28
2018	30年	2.37	2.25	2.37	2.43	2.11	2.39	2.51	2.34	2.37	2.38	2.39	2.23
2019	31・元年	2.37	2.43	2.32	2.33	2.31	2.26	2.11	2.51	2.26	2.25	2.17	2.03
2020	2年	2.04	2.07	2.04	1.58	1.75	1.64	1.68	1.67	1.84	1.87	2.02	2.06
2021	3年	1.87	1.99	2.28	1.94	2.12	2.38	2.21	2.14	2.32	2.27	2.30	2.38
2022	4年	2.36	2.37	2.34	2.42	2.44	2.47	2.63	2.62	2.61	2.63	2.53	2.75
2023	5年	2.55	2.48	2.41	2.43	2.49	2.29	2.40	2.54	2.35	2.26	2.46	2.35
2024	6年	2.47	2.43	2.55	2.53	2.44	2.62	2.50	2.63	2.60	2.70	2.55	2.53
2025	7年	2.65	2.55	2.62	2.62	2.55	2.41	2.47					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。
※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。
※就業地別新規求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

4. 就業地別有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2016	28年	1.17	1.18	1.23	1.28	1.34	1.36	1.37	1.38	1.40	1.41	1.39	1.39
2017	29年	1.42	1.45	1.45	1.50	1.52	1.54	1.56	1.57	1.58	1.62	1.63	1.66
2018	30年	1.67	1.68	1.64	1.68	1.68	1.65	1.67	1.70	1.70	1.68	1.66	1.63
2019	31・元年	1.62	1.64	1.63	1.61	1.62	1.63	1.61	1.59	1.57	1.56	1.53	1.51
2020	2年	1.46	1.43	1.35	1.28	1.15	1.10	1.06	1.02	1.02	1.06	1.10	1.16
2021	3年	1.16	1.18	1.25	1.29	1.32	1.34	1.39	1.38	1.40	1.43	1.45	1.47
2022	4年	1.49	1.48	1.52	1.54	1.56	1.60	1.61	1.63	1.66	1.64	1.64	1.64
2023	5年	1.62	1.61	1.57	1.57	1.55	1.50	1.46	1.46	1.44	1.41	1.42	1.41
2024	6年	1.45	1.42	1.46	1.48	1.48	1.50	1.50	1.50	1.51	1.53	1.52	1.52
2025	7年	1.50	1.50	1.54	1.55	1.54	1.51	1.48					

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。
※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。
※就業地別新規求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

山 梨 労 働 局 発 表
令 和 7 年 8 月 2 2 日

【照会先】
山梨労働局雇用環境・均等室
室 長 和田 沙織
室 長 補 佐 深澤 ナオ
電 話 055-225-2851

えるぼし認定（3段階目）とくるみん認定をしました！ ～令和7年8月29日に認定書交付式を行います～

山梨労働局（局長 岩崎 充）は、女性活躍に関する取組状況が優れている企業として、**株式会社ゼロ**を、最も高い3段階目の**えるぼし認定**しました。

また、子育てをサポートする企業として、**シチズンファインデバイス株式会社**を、**くるみん認定**しました。

認定企業に対する「認定書交付式」を下記のとおり開催します。

- 日 時 令和7年8月29日（金） 午前11時より（局長定例記者会見後）
○場 所 山梨労働局 1階大会議室（甲府市丸の内1-1-11）

1 えるぼし認定

- 株式会社ゼロ（甲府市 建設業）

代 表 者 代表取締役 小宮山 晃司 様

☆正社員に占める女性労働者の割合が産業平均値を上回っており、女性の活躍に積極的である。

2 くるみん認定

- シチズンファインデバイス株式会社（富士河口湖町 輸送用機械器具製造業）

代 表 者 代表取締役社長 藤澤 隆弘 様

☆育児休業制度の社内周知や所定外労働削減のための措置等、制度を利用しやすい雇用環境を整備している。



・くるみん認定とは、一般事業主行動計画に基づく目標を達成するなど一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として認定を受けることができます。

・3段階目のえるぼし認定とは、「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5つの認定基準を全て満たした、女性の活躍を推進している企業が受けることができる認定制度です。

【参考資料】

資料1 株式会社ゼロの取組状況

資料2 シチズンファインデバイス株式会社の取組状況

資料3 えろぼし認定企業一覧

資料4 くるみん認定企業一覧

資料5 えろぼし認定について

資料6 くるみん認定について

株式会社ゼロ

□所 在 地：甲府市

□業 種：建設業

□労働者数：17 人（男性 14 人、女性 3 人）



○ 5項目の認定基準を全て満たした最も高い3段階目のえるぼし認定

認定基準に係る評価項目の実績

1 採用

正社員に占める女性労働者の割合が 26.3%で、産業平均値（建設業）の 14.4%を上回っている。
また、正社員の基幹的な雇用管理区分（※）（建築部）における女性労働者の割合が 16.7%で、産業ごとの平均値 10.1%を上回っている。

2 継続就業

女性労働者の平均継続勤務年数が 12.1 年であり、産業平均値（建設業）の 10.4 年を上回っている。

3 労働時間等の働き方

全ての雇用管理区分（※）の労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満である。

各月ごとの時間外労働及び休日労働の平均時間は、多い月で建築部が 8.5 時間である。

4 管理職比率

管理職に占める女性労働者の割合が 33.3%であり、産業平均値（建設業）の 3.9%を上回っている。

5 多様なキャリアコース

おおむね30歳以上の女性を2名、正社員として中途採用を行い、女性のキャリアアップを推進している。

※雇用管理区分

職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者とは異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものをいう。

（例1） 総合職（事務系）、総合職（技術系）、一般職（事務系）、契約社員、パートタイム労働者

（例2） 事務職、技術職、専門職、現業職

当企業における雇用管理区分は、建築部、土木部、営業部、総務・経理部

シチズンファインデバイス株式会社

□所在地：南都留郡富士河口湖町

□業 種：輸送用機械器具製造業

□労働者数：912人（男性718人、女性194人）

□えるぼし認定（2023年度）



〇子育てサポート企業としてくるみん認定（1回目）

認定企業の取組概要

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

2. 行動計画の内容

【目標1】 働き方改革への取り組み/柔軟な働き方への対応

子育て世代従業員を対象としたフレックスタイム制適用の検討を進める。

（ワーク・ライフ・バランスの推進）

【目標2】 育児休職制度の社内周知活動の実践（2回以上/年）

3. ワーク・ライフ・バランスの推進

労使間でフレックスタイム制のありかたを協議したことにより、フレックスタイム利用者が17%から33%へ増加した。

職責者等を対象とした研修を実施（24回）したことにより、職責者と従業員双方の意識や会社風土が変化し、育児休職等の取得相談が増加した。

4. 育児休職制度の社内周知

職責者を対象とした研修の実施や社内イントラへの掲示、社内報への掲載を行った。
また、労使間で育休制度、休暇のありかた協議を行ったことにより、女性労働者の育児休業取得率は100%、男性労働者の育児休業取得率22%となった。

5. 所定外労働削減の措置、多様な労働条件の整備

残業の根本的な削減を目的とし、職責者及び一般従業員に対しての労務管理に関する基礎教育を実施している。また、長時間残業時の事前申請制度の運用等を行い、所定外労働削減のための措置を講じている。

育児のための所定労働時間の短縮措置及び所定外労働の免除について、対象を小学校4学年の終期までに拡大した。

山梨県内のえるぼし認定企業

資料 3

	企業名	所在地	認定年度	認定段階
1	株式会社山梨中央銀行	甲府市	平成28年度	2段階目 
2	富士山GXホールディングス株式会社	富士吉田市	令和2年度	2段階目 
3	社会福祉法人明清会	富士吉田市	令和2年度	2段階目 
4	株式会社ササキ	韮崎市	令和2年度	2段階目 
5	シチズンファインデバイス株式会社	富士河口湖町	令和5年度	3段階目 
6	株式会社アルプス	昭和町	令和6年度	3段階目 
7	株式会社韮崎電子	韮崎市	令和6年度	3段階目 
8	医療法人社団篠原会	甲府市	令和6年度	3段階目 
9	富士急行株式会社	富士吉田市	令和6年度	3段階目 
10	株式会社ゼロ	甲府市	令和7年度	3段階目 

山梨県内のくるみん認定企業

資料 4

	企業名	所在地	認定年	プラス認定 認定年
1	株式会社YSK e-com	甲府市	2008年・2023年	—
2	株式会社中部	中央市	2010年	
3	東京エレクトロンテクノロジーソリューションズ株式会社	韮崎市	2010年	
4	株式会社ネオシステム	甲府市	2010年	
5	Y I T O A マイクロテクノロジー株式会社	甲府市	2011年	
6	株式会社はくばく	富士川町	2011年	
7	生活協同組合パルシステム山梨	甲府市	2011年・2013年・2015年・2017年	
8	株式会社テレビ山梨	甲府市	2012年	
9	株式会社ミヨシ	北杜市	2012年	
10	株式会社エノモト	上野原市	2012年・2015年	—
11	特定医療法人山角会	甲府市	2012年・2015年・2020年	
12	有限会社アルファケア	甲府市	2013年	
13	社会福祉法人明清会	富士吉田市	2019年	
14	富士急行株式会社	富士吉田市	2020年	
15	株式会社明和電機	北杜市	2018年	
16	株式会社山梨中央銀行	甲府市	2018年	
17	山梨ヤクルト販売株式会社	甲府市	2018年	
18	株式会社ルミエール	笛吹市	2019年	
19	株式会社ワンアンドオンリー	昭和町	2019年	
20	株式会社コンピュータマインド	甲府市	2022年	
21	株式会社フォーチュン	甲府市	2022年	
22	株式会社山梨福祉総研	甲斐市	2023年	
23	株式会社ササキ	韮崎市	2024年	2024年
24	株式会社アスクテクニカ	市川三郷町	2025年	
25	シチズンファインデバイス株式会社	富士河口湖町	2025年	

山梨県内のプラチナくるみん認定企業

	企業名	所在地	認定年	プラス認定 認定年
1	株式会社エノモト	上野原市	2018年	2023年
2	株式会社YSK e-com	甲府市	2024年	2024年

えるぼし認定・プラチナえるぼし認定について

認定の概要

資料5

- ① 企業が女性活躍推進法（以下「女活法」）に基づいた一般事業主行動計画の策定・届出を行い、自社の女性の活躍に関する状況を公表した上で一定の要件を満たした場合、「女性活躍推進企業」として認定（えるぼし認定）。
- ② えるぼし認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業に対しては、より優良な「女性活躍推進企業」として認定（プラチナえるぼし認定）
- ③ 認定基準を満たさなくなったり、女活法に違反したりした等の場合に、認定取消しの対象となる。

主な認定基準

えるぼし・プラチナえるぼし（共通）

【認定基準1】次の①と②のいずれかに該当すること。

①男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度であること。

②1と2の両方を満たすこと。

1 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。

2 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。



【認定基準2】雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。

【認定基準3】直近の3事業年度のうち、「女性の非正社員から正社員への転換」や「女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換」等の実績があること。

【その他】

○事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。

○策定した一般事業主行動計画について、適切に労働者への周知及び外部公表したこと。

えるぼし

【認定基準4】次の①と②いずれかに該当すること。

①「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ**7割以上**であること。

②「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ**8割以上**であること。

※①または②の数値が算出できない場合、③でも可。

③直近の事業年度において、正社員の労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。

【認定基準5】次の①と②のいずれかに該当すること。

①管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。

②「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること。

プラチナえるぼし

【認定基準4】次の①と②のいずれかに該当すること。

①「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ**8割以上**であること。

②「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ**9割以上**であること。

※①または②の数値が算出できない場合、③でも可。

③直近の事業年度において、正社員の労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。

【認定基準5】直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値の**1.5倍以上**であること。

【その他】

○策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、行動計画に定められた目標を達成したこと。

○男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。

○女活法に基づく情報公表項目のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。

○雇用管理区分ごとのその雇用する労働者の男女の賃金の差異の状況について把握したこと。

えるぼし認定の認定基準

○満たした認定基準の数に応じて3段階あります。



【1段階目】

5つの認定基準のうち

1つ又は2つ満たすこと



【2段階目】

5つの認定基準のうち

3つ又は4つ満たすこと



【3段階目】

5つの認定基準のうち

全ての基準を満たすこと

※満たした項目については、その実績を「**女性の活躍推進企業データベース**」に**毎年公表**していること。

※満たしていない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から、当該項目に関連するものを実施し、その取組実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、**2年以上連続してその実績が改善していること。**

県内企業認定数
(令和7年7月末時点)

◆ えるぼし2段階目認定企業… 4社

◆ えるぼし3段階目認定企業… 6社

認定の概要

- ① 企業が次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づいた一般事業主行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定・トライくるみん認定）。
- ② くるみん認定・トライくるみん認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業に対しては、より優良な「子育てサポート企業」として認定（プラチナくるみん認定）。
- ③ くるみん等の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合、3種類のくるみんにそれぞれ「プラス」認定を追加。
- ④ 認定基準を満たさなくなったり、次世代法に違反したりした等の場合に、認定取消しの対象となる。

くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん（共通）

- ◆ 女性の育児休業取得率 75%以上
- ◆ 労働時間数
フルタイム労働者の月平均時間外・休日労働
(旧基準) 45時間未満
(新基準) 30時間未満※全てのフルタイム労働者 又は
45時間未満※25～39歳のフルタイム労働者
全労働者の月平均時間外労働 60時間未満



プラス認定の認定基準

- ◆ 不妊治療のための休暇制度等を設けていること。
- ◆ 不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知すること。
- ◆ 不妊治療と仕事との両立に関する研修や労働者の理解を促進するための取組を実施すること。
- ◆ 不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者を選任し、社内に周知していること。
※プラス認定を受けるためにはくるみん等の認定基準を満たした上で、上記の4項目の認定基準を全て満たす必要があります。

県内企業認定数

（令和7年7月末時点）

- ◆ くるみん認定企業 … 25社
- ◆ くるみんプラス認定企業…1社
- ◆ プラチナくるみん認定企業 …2社
- ◆ プラチナくるみんプラス認定企業 …2社

くるみん H19.4.1～

- ◆ 男性の育児休業等取得率
育児休業（旧基準）10%以上
（新基準）30%以上
又は
育児休業＋育児目的休暇
（旧基準）20%以上
（新基準）50%以上
※男女の育児休業等取得率を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」
(<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>)
で公表していること

プラチナくるみん H27.4.1～

- ◆ 男性の育児休業等取得率
育児休業（旧基準）30%以上
（新基準）50%以上
又は
育児休業＋育児目的休暇
（旧基準）50%以上
（新基準）70%以上
※プラチナくるみん認定後、男女の育児休業等取得率など「次世代育成支援対策の実施状況」を毎年公表しなければならない。

トライくるみん R4.4.1～

- ◆ 男性の育児休業等取得率
育児休業（旧基準）7%以上
育児休業（新基準）10%以上
又は
育児休業＋育児目的休暇
（旧基準）15%以上
（新基準）20%以上

R4.4.1～

くるみんプラス



プラチナくるみん
プラス



トライくるみん
プラス



山梨労働局発表
令和7年8月29日

【 照 会 先 】

山梨労働局 労働基準部 健康安全課
健康安全課長 伊勢井 裕之
健康安全係長 松本 晶菜
(電話) 055-225-2855

令和7年度全国労働衛生週間について

(準備期間 9月1日から30日・本週間10月1日から7日)

◎ 10月1日(水)から10月7日(火)まで、全国労働衛生週間が実施されます。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場での自主的な衛生活動を促して労働者の健康、職場環境を確保することを目的に昭和25年から毎年実施している週間で、今年で76回目となります。(別添資料1)

本年度は、『ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場』をスローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を呼び掛けることとしています。

◎ 山梨労働局(局長 岩崎 充)では、全国労働衛生週間中に各事業場で以下の事項を実施していただくよう周知しています。

- 1 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 4 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症などによる事故等緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- 6 その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

準備期間(9月1日から9月30日)では、以下の事項を重点事項としています。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ・ 過重労働による健康障害防止対策 | ・ 職場の熱中症予防対策の推進(別添資料4) |
| ・ 職場におけるメンタルヘルス対策 | ・ 労働者の作業行動による転倒・腰痛災害防止 |
| ・ 治療と仕事の両立支援対策(別添資料2) | (別添資料5) |
| ・ 小規模事業場での産業保健活動の充実 | ・ 職場の受動喫煙防止対策 |
| (別添資料3) | ・ 化学物質による健康障害防止対策 |
| ・ 女性の健康課題に関する取組み | ・ 石綿による健康障害防止対策 |

ほか2点。詳細は別添資料1の裏面を参照ください。

◎ 山梨労働局では、全国労働衛生週間の関連行事として、準備期間である9月に実施する「職場の健康診断実施強化月間」への協力を、労使関係団体及び労働災害防止団体等に要請します。
(別添資料6)

「職場の健康診断実施強化月間」とは・・・

労働安全衛生法に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置の実施を徹底するため、厚生労働省では平成25年度から全国労働衛生週間準備月間である毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的な取組を行っています。

【参 考】

山梨県内の労働衛生の概況（別添資料7）

定期健康診断における山梨県内の有所見率は全国平均に比較して高い状態が続いており、何らかの疾病に罹患するリスクが高いと言えます。

令和6年の有所見率は62.7%と、全国平均の有所見率を3.3ポイント上回りました。

検査項目別の有所見率は、高い順に、血中脂質検査が31.7%（全国は31.2%）、血圧が20.9%（全国は18.4%）、肝機能検査が18.3%（全国は16.2%）、血糖検査が16.2%（全国は13.1%）となっています。

別 添 資 料

	ページ番号
資料 1 令和 7 年度(第 76 回) 全国労働衛生週間リーフレット (山梨版)	4
資料 2 「治療と仕事の両立支援を応援します！」リーフレット (山梨版)	6
資料 3 「小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業」リーフレット (山梨版)	8
資料 4 「職場における熱中症対策の強化について」リーフレット	10
資料 5 「行動による労働災害を防止しましょう！」リーフレット (山梨版)	12
資料 6 9 月は「職場の健康診断実施強化月間」です リーフレット	14
資料 7 山梨県内の労働衛生の概況	16

10月1日～10月7日 (準備期間 9月1日～9月30日)

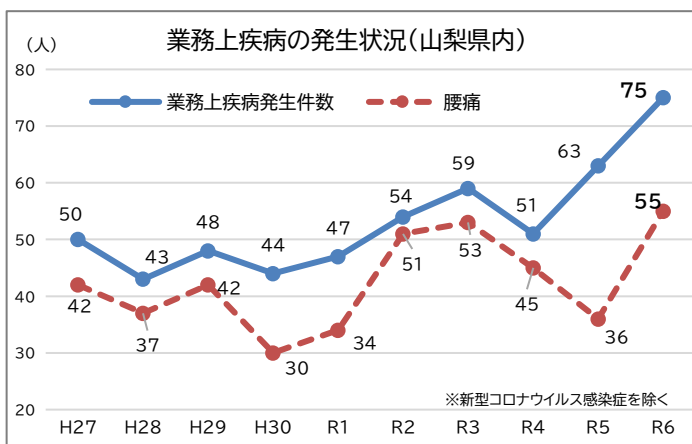
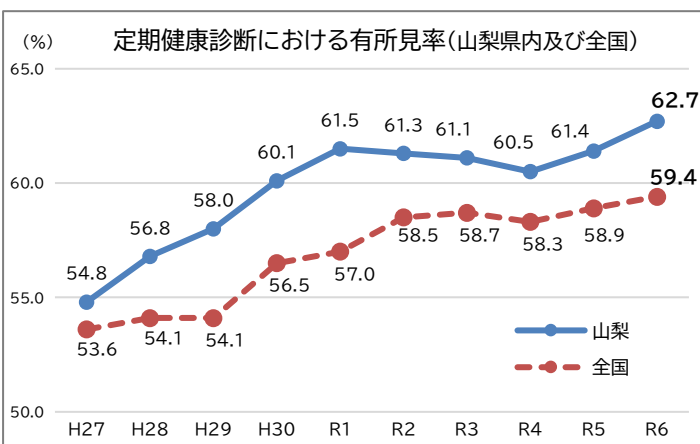
スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第76回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、全国及び県内において、以下のような課題があります。

- ・ 高齢化の進行により、県内の一般健康診断有所見率は62.7%と上昇傾向。
- ・ 何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題に。
- ・ 業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している。
- ・ 過労死等事案の労災認定件数が高止まり状態にあり、業務災害に係る精神障害による労災認定件数は、令和6年度には過去最多(全国で1,055件)となった。
働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が求められる。
- ・ 化学物質による健康障害防止について、今後も対象となる化学物質の数は順次拡大し、幅広い業種で対応が必要になることから、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要。
- ・ 石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物に係る解体工事が、2030年ごろをピークとして増加が見込まれるため、石綿によるばく露防止対策の強化が必要。

今年度は「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしています。



【主 唱】山梨労働局、甲府・都留・鵜沢労働基準監督署

【協 賛】一般社団法人山梨県労働基準協会連合会、甲府・都留・峡南・山梨労働基準協会、建設業労働災害防止協会山梨県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所、一般社団法人山梨県鉄構溶接協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会山梨県支部、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会山梨支部、独立行政法人労働者健康安全機構山梨産業保健総合支援センター

【協 力】山梨県、一般社団法人山梨県医師会、山梨県経営者協会、連合山梨

参考ホームページ(中央労働災害防止協会)<https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/>

準備期間中(9/1～9/30)に実施する事項について

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

- 1 過重労働による健康障害防止対策

2 職場におけるメンタルヘルス対策

3 小規模事業場での産業保健活動の充実

4 治療と仕事の両立支援対策

5 女性の健康課題に関する取組み

6 労働者の作業行動による転倒・腰痛災害防止
- 7 職場の熱中症予防対策の推進

8 職場の受動喫煙防止対策

9 テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

10 化学物質による健康障害防止対策

11 石綿による健康障害防止対策

12 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

本週間中(10/1～10/7)に実施する全国労働衛生週間の行事計画表を作成しましょう！

労働衛生週間の間の行事計画表を事前に作成して、充実した週間にしましょう。

<行事計画表作成例>

10月1日(水)	労働衛生週間趣旨徹底の日	社長によるメッセージ発信、労働衛生旗の掲揚、スローガンの掲示 臨時安全衛生委員会を開催し、本年度週間行事の確認を行う 週間行事計画の掲示・社内放送等の周知を行う
2日(木)	職場環境総点検・改善の日	職場ごとに労働衛生パトロール(職場巡視)を行う (作業環境、作業方法、保護具の使用状況、危険・有害物質の管理状況等) 作業環境測定結果等に基づく作業環境の改善を図る
3日(金)	労働衛生に関する講習・研修の日	職業性疾病预防・災害事例等についての講習会・見学会の実施 職場環境総点検結果に基づく検討会等の開催 労働衛生に関する作文・写真・標語などの掲示／優良職場、功績者等の表彰
4日(土)	家庭内健康・休養の日	家庭内で健康について話し合う／家族とのレクリエーションを通じ心身のリフレッシュを図る
5日(日)	家庭内健康・休養の日	家庭内で健康について話し合う／家族とのレクリエーションを通じ心身のリフレッシュを図る
6日(月)	メンタルヘルスの日 過重労働による健康障害防止対策の日	メンタルヘルス不調者、長時間労働を行う労働者の把握を行い、長時間労働の縮減の徹底・年次有給休暇の取得促進を図る 全社一斉定時退社の実施
7日(火)	緊急時の実地訓練の日 健康診断・健康相談の日	有害物漏えい、酸欠による事故等緊急時の災害を想定した訓練の実施 巡回健診車等を利用した健康診断の実施 産業医(保健師)による健康相談・健康測定の実施

メンタルヘルス対策支援事業を活用しましょう！※詳細はHPへ⇒ <https://www.yamanashis.johas.go.jp>

事業場でのメンタルヘルス対策における課題・問題・悩みに、精神科医、公認心理師、社会保険労務士等の専門家が対応し、問題の解決をお手伝いします。また、管理監督者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

連絡先: 山梨産業保健総合支援センター(甲府市德行5-13-5 山梨県医師会館2階) TEL055-220-7020

地域産業保健センターを活用しましょう！※詳細はHPへ⇒ <https://www.yamanashis.johas.go.jp/consultation/1175>

労働者50人未満の事業場の事業者や労働者を対象に、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。(事前の申込みが必要です。)

～県内地域産業保健センターの連絡先～

中北地域産業保健センター	(甲府市德行5-13-5 山梨県医師会館2階)	TEL.055-220-7020(平日 9:00～17:00)
峡東地域産業保健センター	(山梨市中村834 山梨法人会館内)	TEL.0553-88-9120(平日 9:00～17:00)
峡南地域産業保健センター	(南巨摩郡富士川町畝沢1-11 峡南労働基準協会内)	TEL.0556-22-7330(平日 9:00～17:00)
郡内地域産業保健センター	(都留市四日市場1105 都留労働基準協会内)	TEL.0554-45-0810(平日 9:00～17:00)

ご存知ですか？ 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、
医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。

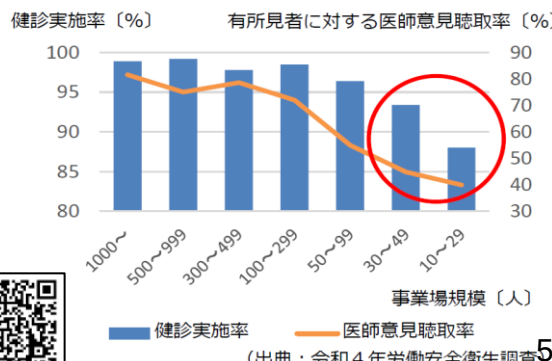
事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、
労働者の実情を考慮して、必要な措置(就業場所の変更、作業の転換、
労働時間の短縮等)を実施しましょう。
- 事後措置を講ずるに当たっては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針



<事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合>



事業者の皆さまへ

～ 社員が病気にかかっても働き続ける環境整備 ～

治療と仕事の両立支援を応援します！

山梨県地域両立支援推進チーム 長期療養労働者支援担当専門家会議

治療と仕事の両立支援のために

反復継続して治療が必要となる病気にかかった労働者が治療をしながら仕事を続けることを支援します



現在は、**がんなどの長期療養が必要な病気**にかかっても、働き続けることができるようになってきています。全国の統計でも、**仕事をもちながら通院しているがん患者**の方の数は32.5万人に上っているという結果が出ており、がんなどの病気は「不治の病」ではなく、「**長くつきあう病気**」に変化しつつあるということが出来ます。



厚生労働省では、平成28年2月に「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を作成し、**治療をしながら仕事を続ける**ことができるよう支援を行うこととしました。

山梨労働局では、医療関係者や地域の有識者に参加していただき専門家会議を設置し、治療と仕事の両立支援に関するアンケートを実施したところ、以下のことが明らかになりました。

制度の詳細、支援制度、各種資料などは、ポータルサイト「**治療と仕事の両立支援ナビ**」でご覧いただけます。

ガイドラインは
こちらから

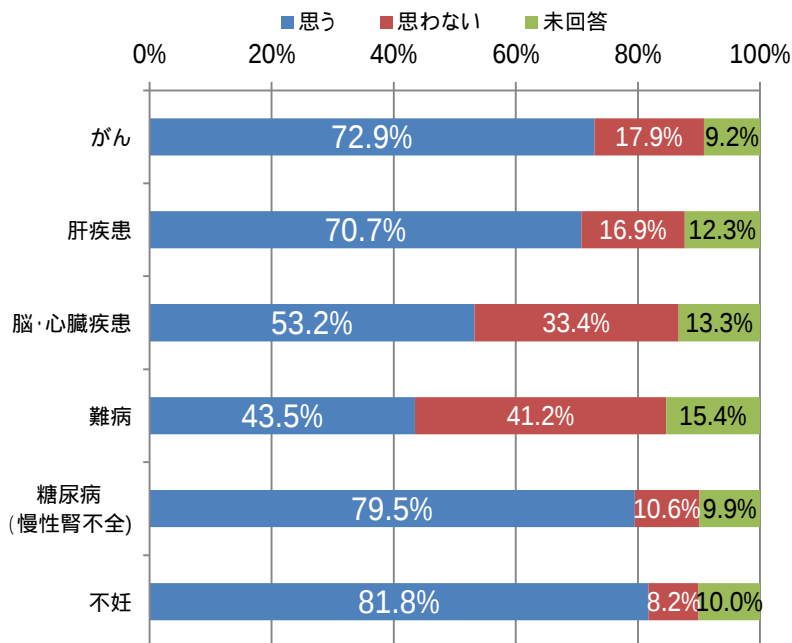
治療と仕事の両立支援ナビ

検索



治療と仕事の両立について考えていること

がんなどの病気にかかって治療を受けている労働者が仕事を続けることは可能だと思いますか（複数回答）



山梨県の事業場の皆さんの
両立支援に対する意識は高い！



左のアンケートにみられるとおり、多くの病気について「**治療を受けながら仕事を続けることは可能**」と半数以上の事業場が回答しています。

その理由としては、「適切な治療により職場復帰することは可能であるから」、「健康診断等を実施することにより、早期に病気を発見し治療期間を短くすることができるから」と回答しており、がんなど、長期療養が必要な病気に対する理解が深まっていると考えられます。

また、左に掲げた病気により長期療養が必要な従業員の**治療と職業生活の両立が実現できる職場づくり**の必要性について、85.5%の事業場が「**必要**」又は「**どちらかといえば必要**」と回答しており、「今後、専門家の支援で**両立支援に取り組んでみたい**と思う」あるいは「**相談の上検討したい**」と回答した事業場も67.6%ありました。

治療と仕事の両立のために
求められていること

いろいろな情報が必要だ



両立支援を進めるためには、「治療の内容、仕事にどの程度影響があるか分からない」ことが課題であると回答した事業場が多くあり、また、「就業場所の配慮」、「治療法など基本的な情報」、「会社が相談できる窓口」、「従業員と受診医療機関との連携方法」などの情報が両立支援のために必要であるという回答が多くありました。

実際に労働者が、がんなど長期療養が必要な病気にかかって休んでいる事業場に対して、どのように苦慮しているかをたずねたところ、「治療の見通しが分からないこと」、「就業制限の必要性や就業期間の判断が難しい」、「復職許可の判断が難しい」などの回答があり、これらの支援が求められていることが明らかになりました。

治療と仕事の両立支援に関する情報・相談

独立行政法人労働者健康安全機構 山梨産業保健総合支援センター

専門スタッフによる「がん、肝疾患、脳・心臓疾患、糖尿病、慢性腎臓病、難治性疾患、不妊」
の両立支援の総合相談窓口（事業者側・労働者側いずれも相談可）

両立支援全般の相談



所在地	電話番号等	受付時間等
甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階	055-220-7020 ホームページからメール可	平日 8:30～17:15（電話相談は9:00～17:00） 窓口相談・個別訪問は予約制

ハローワーク 長期療養者職業相談窓口(予約制)

名 称	所在地	予約電話番号	予約電話受付時間
ハローワーク甲府	甲府市住吉1-17-5	055-232-6060 部門コード 41#	平日 8:30～17:15
ハローワーク富士吉田	富士吉田市竜ヶ丘2-4-3	0555-23-8609 部門コード 41#	平日 8:30～17:15

山梨県がん患者サポートセンター

県が設置する「がんの総合相談窓口」



所在地 / 電話番号	対応者	受付時間等
甲府市宝1-14-16 (公財)山梨県健康 管理事業団内 055-227-8740 (平日9:00～17:00)	医 師	対面・オンライン(いずれも完全予約制)
	保健師	火曜日 13:00～17:00 対面(予約制)・オンライン(予約制)・電話
	社会保険労務士	第3火曜日 13:00～16:00 対面・オンライン・電話(いずれも予約不要)
	ピア・サポーター	火曜日 13:00～16:00 対面・オンライン・電話(いずれも予約不要)

がん相談支援センター

がん診療連携拠点病院内の相談窓口
かかりつけの病院でなくても相談可

がん診療連携拠点病院	所在地	電話番号	受付時間 (いずれも対面・電話可(予約不要))
山梨県立中央病院	甲府市富士見1-1-11	055-254-7851	平日 8:30～17:00
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東1110	055-273-8093	平日 9:00～17:00
山梨厚生病院	山梨市落合860	0553-23-1372	平日 9:00～17:00
富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田東7-11-1	0555-22-4111(内線3104)	平日 8:30～17:15

山梨大学医学部附属病院 肝疾患センター



所在地	電話番号等	受付時間等
中央市下河東1110	055-273-1111(代表) 055-273-9872(医療福祉支援センター)	平日 10:00～16:00 対面・電話 ホームページからメール可

山梨県難病相談・支援センター



所在地	電話番号	受付時間等
甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ3階	055-244-5260・5261	平日 9:00～16:00 対面(予約制)・電話

不妊・不育に関する相談

ルピナス



LINE
友だち
登録



相談機関・事業名称・所在地	相談方法等	電話番号等	受付時間等
不妊(不育)専門相談センター ルピナス 甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ3階	面談(医師・心理カウンセラー)	055-254-2001	完全予約制(下記日時に電話予約)
	電話(助産師)		第2・4水曜日 15:00～18:00
山梨県妊活等健康オンラインサポート事業	LINE(看護師・臨床心理士等)		LINEで友だち登録(上記QRコード)

小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業のご案内

登録産業医による産業保健活動を体験してみませんか？

小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業では、中北・峡東地域産業保健センター（地産保）において、労働者数50人未満規模の事業場を対象に、職場巡視や健診結果に対する医師による意見聴取をパッケージにして、地産保に登録された同一の産業医（登録産業医）により支援します。

産業医を自主的に選任して、労働者の健康管理等を行うことに関心がある事業場のうち、労働者数が30～49人規模の事業場のみなさまに、特にご利用をオススメします。

※申込受付期間：令和7年7月～11月末



利用可能なサービス内容

以下のサービス内容について、必要なサービスを選択して申し込むことが可能です。

（必須）意見交換

事業場の業務内容、作業内容、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の現状・課題を踏まえ、労働衛生管理等について登録産業医と意見交換。

（選択）職場巡視

（※年2回以内。危険有害業務・化学物質取扱事業場は年4回以内）

作業場等の巡視を行い、改善が必要な場合には助言を行う。登録産業医と相談の上、職場と併せて健康管理等に関する簡単な講義を依頼することも可能。

（選択）意見聴取（年1回）

労働安全衛生法に基づく健診結果に対する登録産業医による意見聴取。

※本事業を利用いただく場合、サービス終了後、本モデル事業による効果や、産業医活動に係る費用の考え方に関するアンケートへの回答にご協力いただきます。

対象地産保

甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町の事業場の方

⇒ **中北地域産業保健センター（中北地産保）**

山梨市、笛吹市、甲州市の事業場の方

⇒ **峡東地域産業保健センター（峡東地産保）**

ご利用の流れ

事業者

地産保

①利用申し込み（～11月末まで）

事業場が表面の対象地産保の対象地域
範囲内に所在する場合、利用可能です。

②実施日等の調整

③サービスの実施（～3月上旬まで）

④アンケートの回答

Q&A



Q.利用は無料ですか？

A.他の地産保のサービスと同様、無料です。



Q.この事業による支援と、既存の地産保サービスは併用可能ですか？

A.併用可能です。例えば以下のようなケースがあります。

（例）モデル事業により、以下を申し込み。

意見交換（必須）・職場巡視（年1回）・意見聴取（年1回）

加えて、既存の地産保サービスとして、以下を申し込み。

長時間労働者への医師による面接指導の相談



お問合せ・お申込み先

お問合せは、**山梨産業保健総合支援センター（山梨さんぽ）**へ

電話 055-220-7020



利用申込書

お申込みは、山梨さんぽホームページから利用申込書をダウンロードしてFAXしてください

FAX 055-220-7021（お間違えのないように）

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

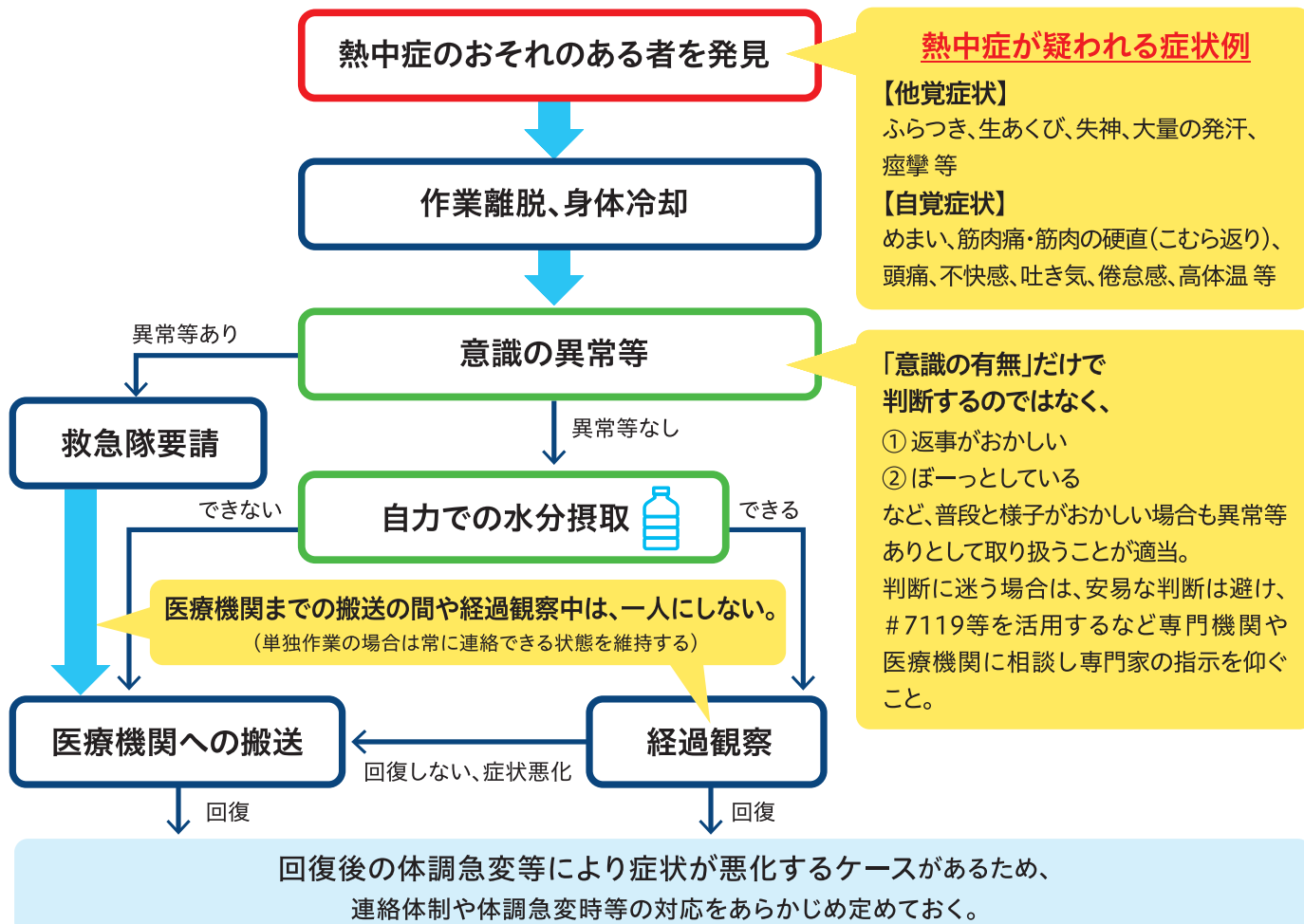
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

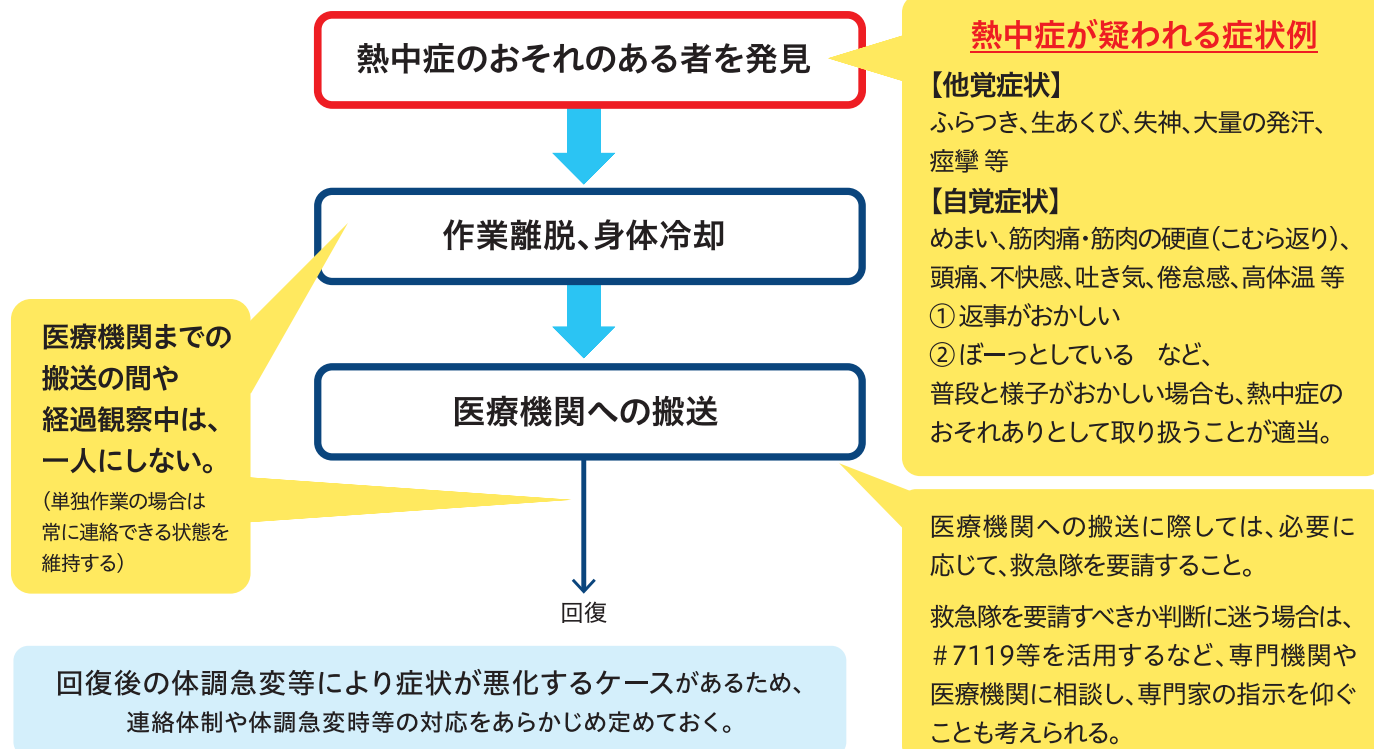
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



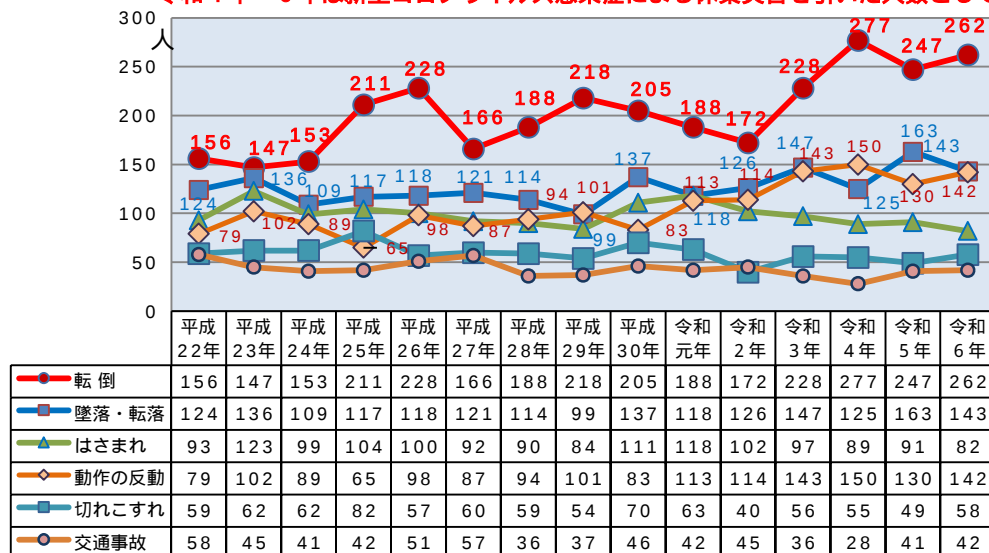
行動による労働災害を防止しましょう！

山梨労働局

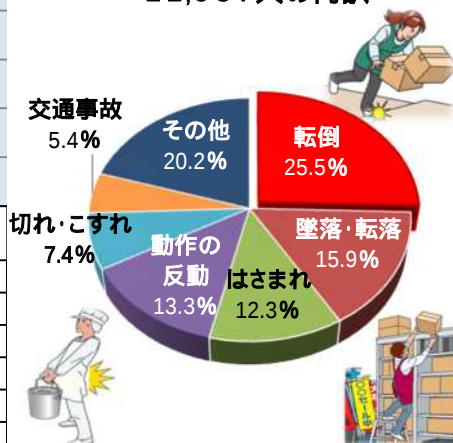
行動災害とは、「転倒」や腰痛等の「動作の反動、無理な動作」等、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害です！

1 主な事故の型の発生推移（H22年～R6年）

令和4年～6年は新型コロナウイルス感染症による休業災害を引いた人数としている。（以下、同じ。）



2 事故の型別発生状況（H22～R6） 11,957人の内訳



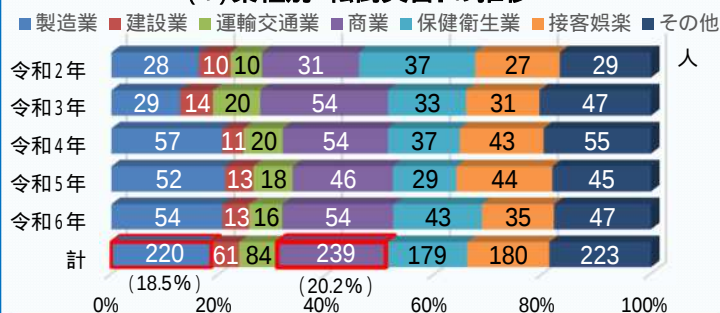
転倒災害は、平成30年以降3年連続して減少したが、令和3年以降急増し、令和6年は令和4年に次ぐ262人と増加に転じ、過去15年間、常に事故の型のトップとなっている。

平成22年から令和6年の15年間で事故の型をみると、主に労働者の行動を起因とする「転倒」「墜落」「動作の反動」の3種類で全体の約6割を占めており、労働者の不安全行動防止のための教育や安全な職場環境の整備の徹底が重要である。

3 主な行動災害の特徴

転倒災害の特徴

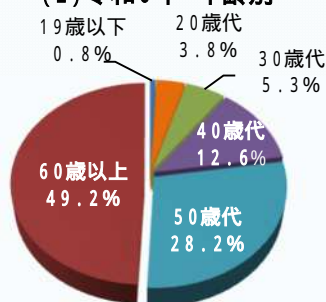
(1) 業種別「転倒災害」の推移



商業（小売業）、製造業で多く発生している。

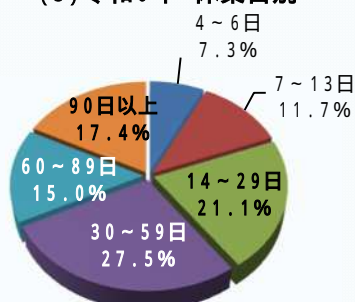
保健衛生業、接客娯楽業等を含め第3次産業で全体の約7割を占めている。

(2) 令和6年 年齢別



転倒により被災する方の約半数が60歳以上の高齢者！

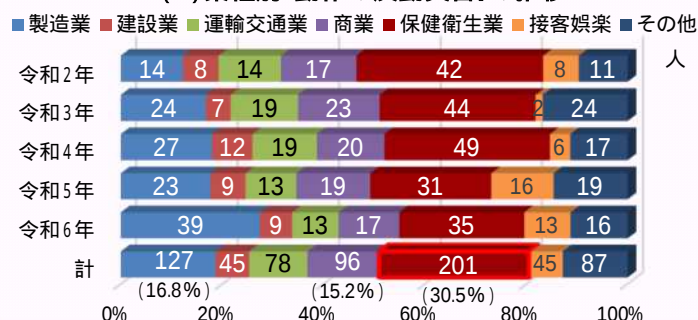
(3) 令和6年 休業日別



転倒により約6割が1月以上の休業災害！

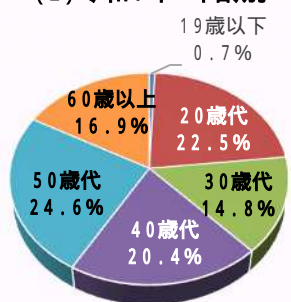
動作の反動災害の特徴

(1) 業種別「動作の反動災害」の推移



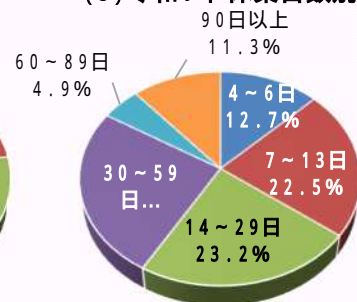
保健衛生業（病院、介護施設）が最も多く、5か年の合計で全体の3割以上を占め、転倒災害同様に第3次産業で全体の6割以上を占めている。

(2) 令和6年 年齢別



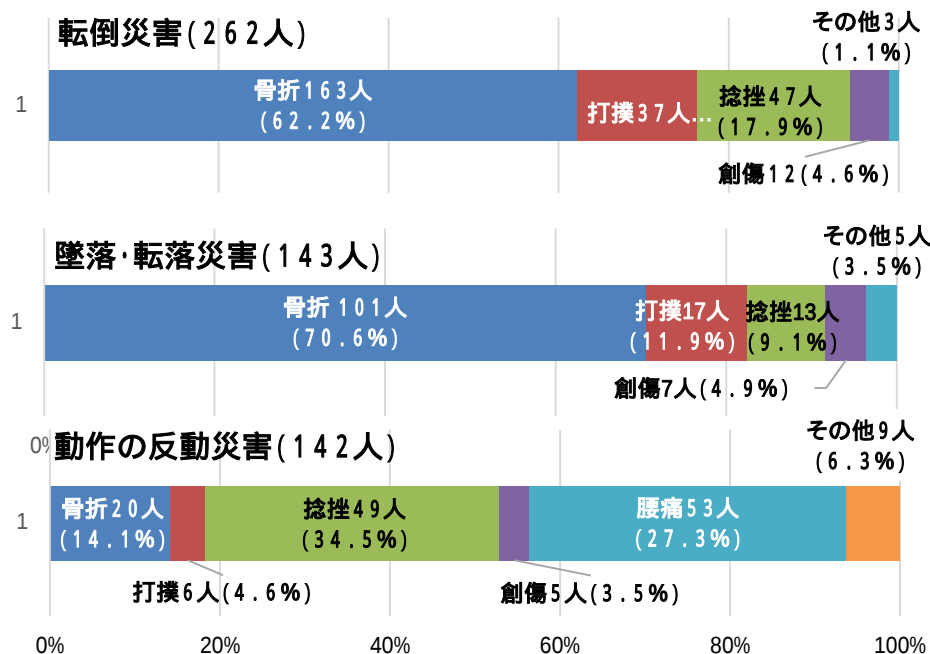
転倒に比べ60歳以上の割合は1/3であるが、20歳代割合が約6倍と多い！

(3) 令和6年 休業日数別



転倒に比べ少ないが、4割以上が1ヶ月以上の休業災害！

4 令和6年 行動災害の傷病内容



➡ 転倒災害では6割以上の方が、転倒の際に手足を骨折している！

➡ 墜落・転落災害では7割以上の方が身体の一部を骨折しており、建設業のみならず運輸、小売り、接客業において同様に発生！

➡ 動作の反動・無理な動作により、重量物を持ち上げた際に腰痛となったり、手首や足首を捻挫する！

5 各行動災害の防止対策のポイント

● 転倒災害防止のためのポイント

- ・ 通路、階段、出口には、物を放置しないようにしましょう
- ・ 床の水たまりや氷、油などは放置せず、その都度取り除きましょう
- ・ 通路や階段には、安全に移動できるよう十分な明るさを確保しましょう
- ・ 靴は、すべりにくく、ちょうど良いサイズのものを選びましょう
- ・ 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知しましょう
- ・ 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけましょう
- ・ ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れましょう
- ・ 転倒を予防するための教育や研修を実施しましょう

● 腰痛予防のためのポイント

- ・ 重量物の取扱作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化・省力化を図りましょう
- ・ 寒い場所での作業は、腰痛を悪化させたり、発生させやすくなったりするので、適切な温度を保ちましょう
- ・ 作業対象に、できるだけ身体を近づけて作業しましょう
- ・ 適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにしましょう
- ・ ストレッチを中心とした、腰痛予防体操を実施しましょう

● 高齢労働者の災害防止のためのポイント

- ・ 健康診断や体力チェックにより、労使双方が高齢労働者の健康や体力の状況を把握しましょう
- ・ 把握した健康や体力の状況に応じて、業務、勤務形態、作業スピード等を工夫しましょう
- ・ 労働災害事例やヒヤリハット事例を紹介し、何が危険なのかを説明し、理解を促しましょう
- ・ 安全な作業方法や手順について、定期的に教育し、安全な作業を促しましょう

● 山梨県内の災害発生状況

高齢者関係

山梨県内における高齢労働者の労働災害発生状況と防止対策について



転倒・腰痛防止用視聴覚教材

転倒や腰痛は第三次産業でも日常的に起こり得る災害です。日常的に転倒や腰痛防止を心がけられるよう、対策等をまとめているので、安全衛生教育に活用ください。



～転倒・腰痛予防！
「いきいき健康体操」～



～飲食店、小売業向け
転倒・腰痛防止視聴覚
教材～



～社会福祉施設向け
転倒・腰痛防止視聴覚
教材～

高齢労働者の
労働災害防止対
策について



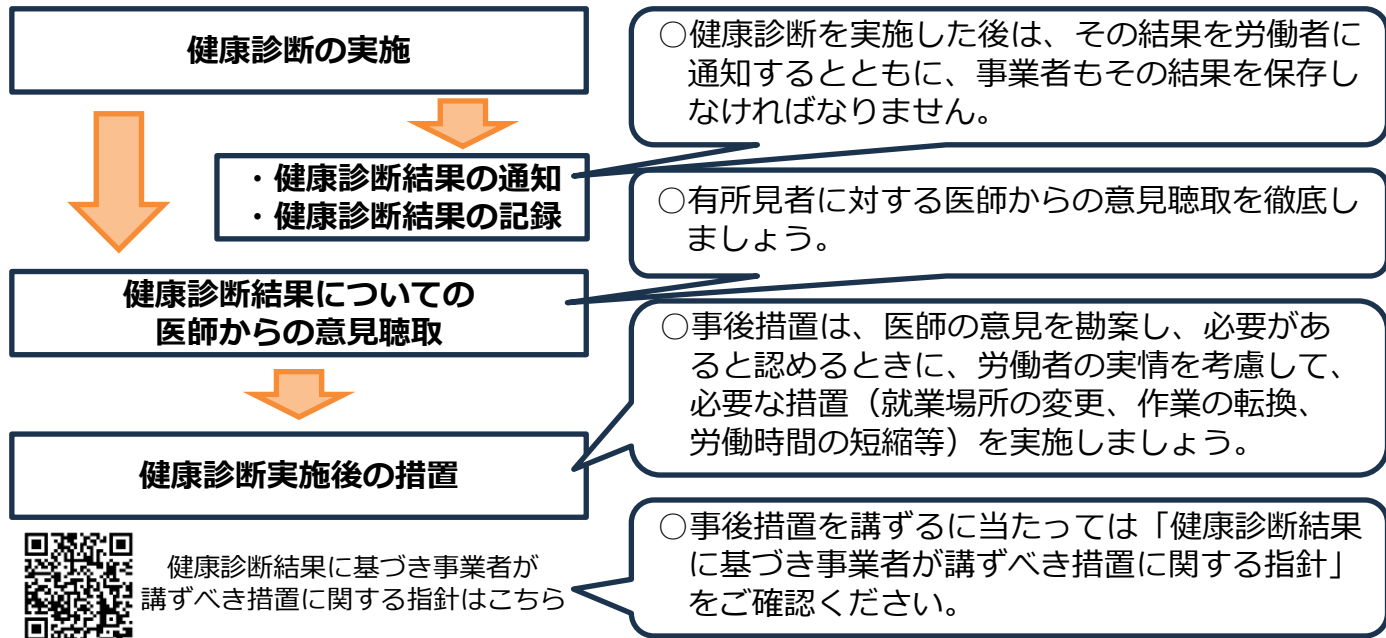
山梨県における近年の事故の型をみると、高齢者による災害の増加とあいまって、労働者の行動を起因とする転倒、墜落・転落、動作の反動による災害が全体の約6割を占めていることから、各事業場では不安全行動防止に向けた基本的対策となる「安全衛生教育」や「職場環境の改善」等、一層の取り組みをお願いします。

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

- **健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。**
- 一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2.医療保険者との連携

- **医療保険者※¹から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。**

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※²等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※¹：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※²：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら



【重点事項】

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

【その他の産業保健に関する取組の周知・啓発】

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項の指導等と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行うこと。

- (1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）等に基づく取組の推進
 - (ア) 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
 - (イ) 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」(①)（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発(②)
 - (ウ) 労働者の高齢化を踏まえた取組については、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）（令和2年3月16日策定）に基づく取組
- (2) 職場におけるがん検診の推進
 - (ア) 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨(③)
 - (イ) 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び別添4のリーフレットを活用した周知
 - (ウ) 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
 - (エ) 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (3) 女性の健康課題に関する理解の促進
 - (ア) 別添6のリーフレットを活用した産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
 - (イ) 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」(④)や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」(⑤)の活用
 - (ウ) 令和5年5月19日付け基安発0519第4号「転倒災害防止対策の推進について」及び別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (4) 口腔の健康の保持増進

令和7年7月1日付け基安労発0701第1号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）」中の歯科早期受診勧奨リーフレット(⑥)を活用した歯科受診勧奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進
 - (ア) アイフレイルチェックリスト(⑦)や6つのチェックツール(⑧)を活用した目のセルフチェックの推進
 - (イ) 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診(⑨、⑩、⑪)の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
 - (ア) 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
 - (イ) 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
 - (ウ) 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

※本月間に係る通知本文や別添をご参照されたい場合はこちらをご覧ください。⇒



※上記で参照している資料（①～⑪）や別添のリンク先はそれぞれ、右欄・下欄の対象QRコードをご覧ください。（リンク先の参照等の関係で、一部通達の表記を加工しています。）

(別添2)



(別添3)



(別添4)



(別添5)



(別添6)



(別添7)



(別添8)



(①)



(②)



(③)



(④)



(⑤)



(⑥)



(⑦)



(⑧)



(⑨)



(⑩)



(⑪)



山梨県内の労働衛生の概況

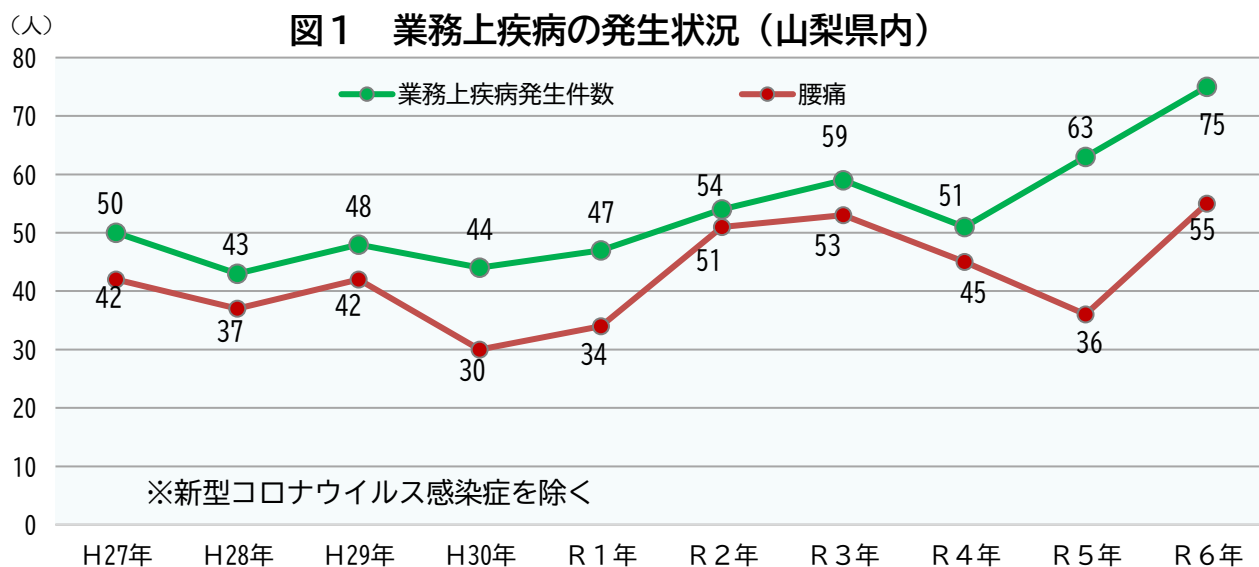
山梨労働局労働基準部健康安全課

平成 27 年から令和 6 年の 10 年間に県内各労働基準監督署に提出された「労働者死傷病報告（休業 4 日以上）」、「健康診断結果報告書」等をもとに県内の労働衛生の概況を取りまとめました。

1 業務上疾病の発生状況（図 1）

山梨県内の過去 10 年間の業務上疾病者数は、新型コロナウイルス感染症り患者を除くと、増減を繰り返す中、令和 6 年は 75 人と前年から 12 人増加し、直近 10 年間で最も多くなりました。業種別の業務上疾病者数が最も多いのは製造業の 30 人、次いで保健衛生業 20 人、商業・金融・広告業 10 人の順となっています。

また、業務上疾病の中では腰痛が最も多く、令和 6 年では約 7 割を腰痛が占めています。



2 定期健康診断実施状況（図 2、3）

山梨県内の定期健康診断における有所見率は、中期的に増加傾向にあり、令和 6 年の有所見率は 62.7%（前年比 1.3 ポイント増）で、全国の有所見率を 3.3 ポイント上回っています。

検査項目別の有所見率は、高い順に、血中脂質検査が 31.7%、血圧が 20.9%、肝機能検査が 18.3%、血糖検査が 16.2%となっています。

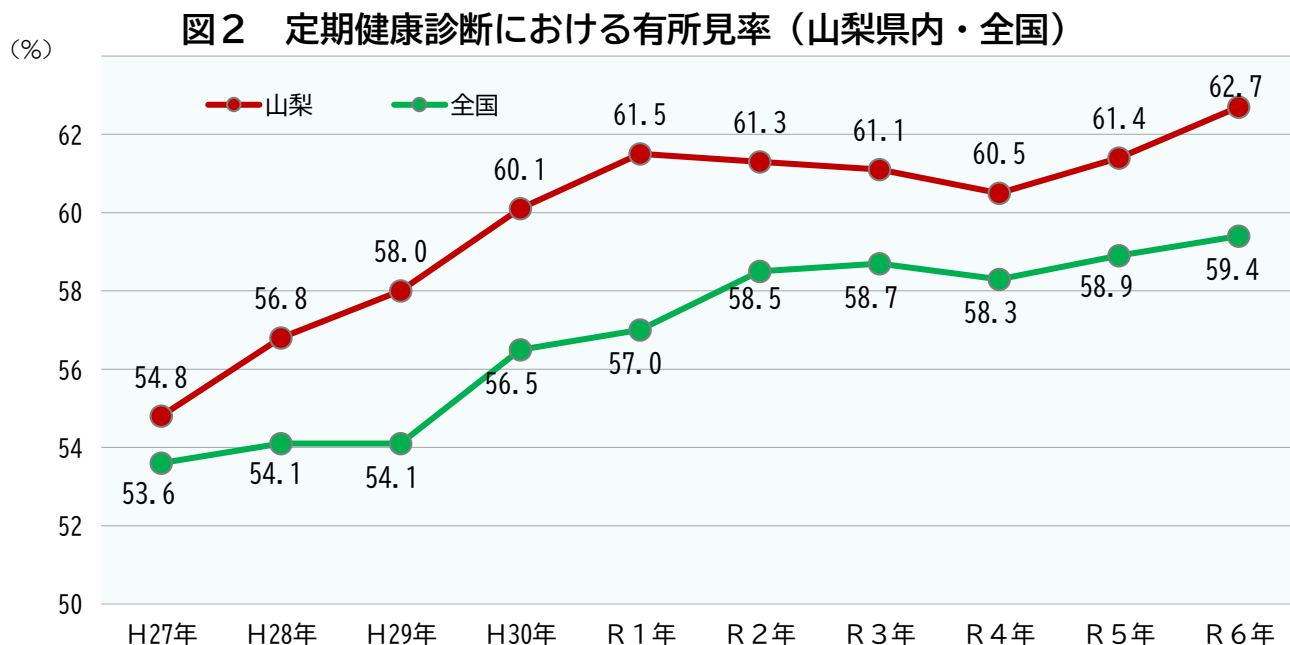
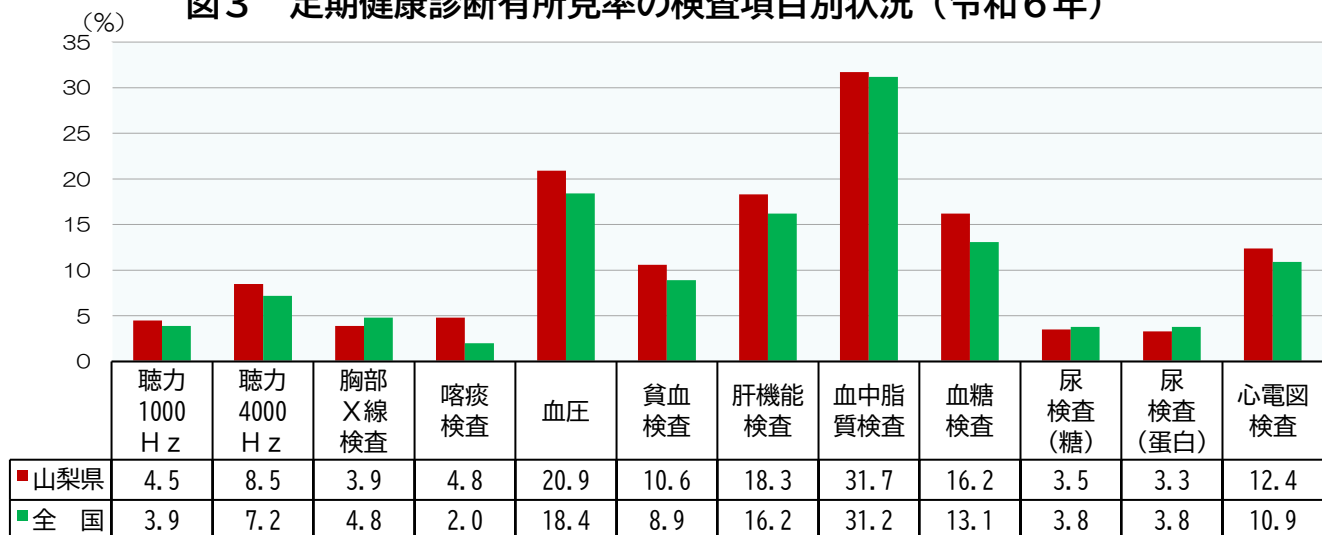


図3 定期健康診断有所見率の検査項目別状況（令和6年）



3 熱中症発生状況（図4、5）

山梨県内の令和6年の職場での熱中症による被災労働者は61人で、前年(令和5年)の66人より5人減少、このうち休業4日以上 of 被災労働者は3人で、前年の7人より大幅に減少しました。

発生件数の内訳を業種別にみると、建設業が17人と最も多く、続いて警備業が10人、製造業が7人、商業が5人の順となっています。月別では、7月と8月が中心ですが、9月にも9件発生しました。

山梨労働局では、労働災害防止団体等と連携して、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防の重点的な取組を進めています。各事業場においては、事業者、労働者協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！



図4 熱中症による死傷者数の推移

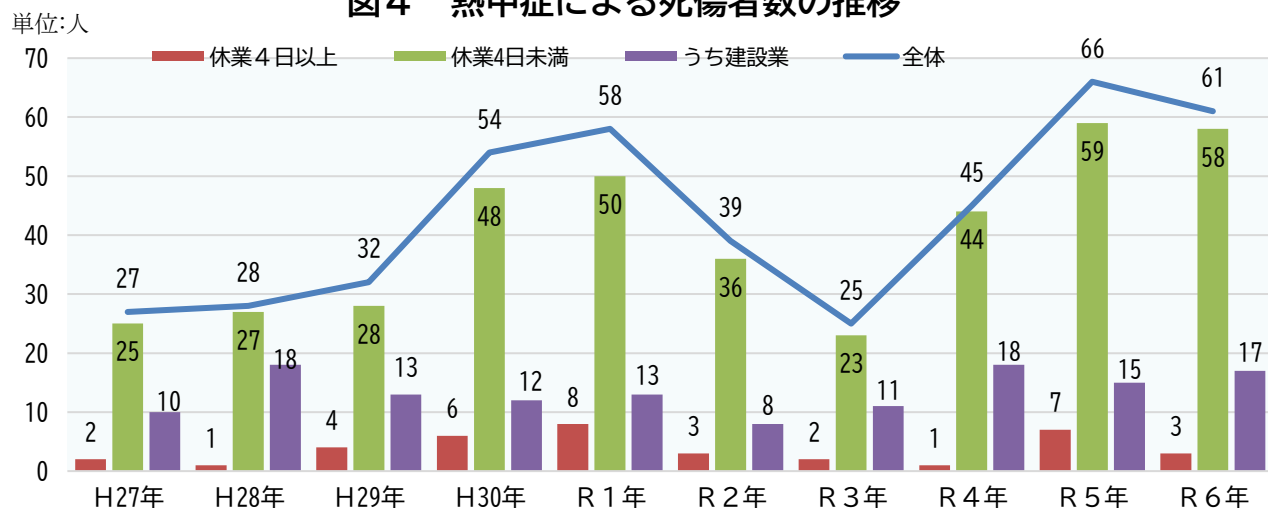


図5 業種別発生件数（令和6年）

